

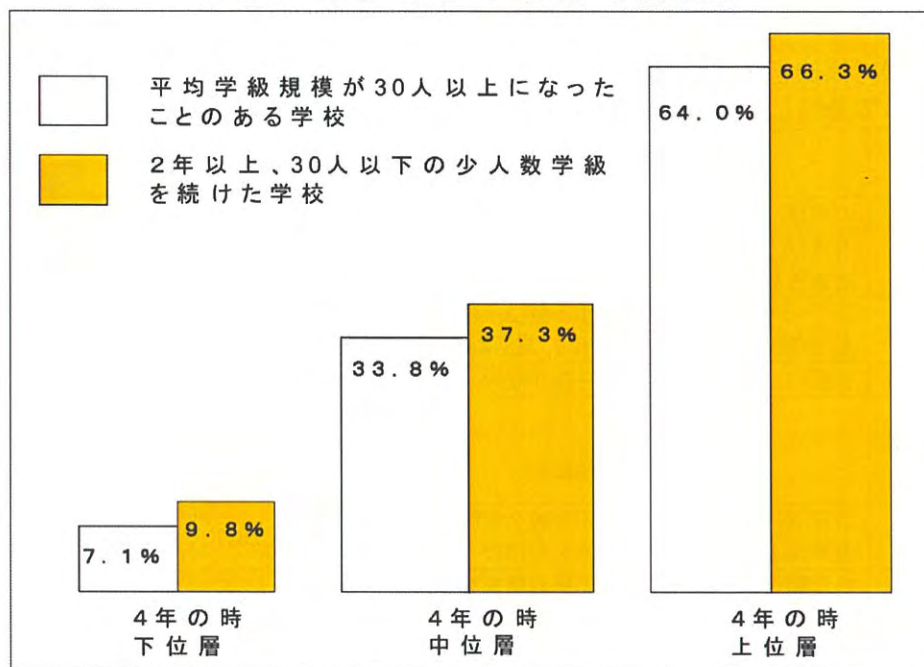
4. 学級編制と少人数指導形態が児童の学力に与える影響についての調査（京都府内の小学校）

資料：「学級編制と少人数指導形態が児童の学力に与える影響についての調査報告書」（平成 24 年 4 月 10 日、国立教育政策研究所）

国立教育政策研究所が京都府内（京都市を除く。）の小学校のうち、平成 23 年度の第 6 学年において単式学級が 2 以上あった 110 校を対象として行った調査では、小学校 4 年生時に京都府の学力テスト（算数・国語）で成績が上位・中位・下位層だった児童いずれについても、少人数学級に継続的に取り組んだ学校の方が児童の成績向上率が高いという結果が出ている。

例えば、国語では、30 人以下の少人数学級を 2 年以上続けた学校の方が、平均学級規模が 30 人以上になったことのある学校よりも、小学校 6 年生時に上位層になった児童の割合が多いとの結果が得られている。

京都府の学力テストで、小学校 6 年時に上位層になった子どもの割合（国語）



出典：「少人数学級の推進など計画的な教職員定数の改善について」～子どもと正面から向き合う教職員体制の整備～」（平成 24 年 9 月 6 日、文部科学省、公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議（報告））

学級編制と少人数指導形態が児童の学力に与える影響についての調査 結果概要

平成 24 年 4 月 10 日

国立教育政策研究所主任研究官 山森光陽

○ 目的

学級編制と少人数指導形態が国語、算数それぞれの教科の、小学校第 4 学年時と第 6 学年時の学力との関係に与える影響を明らかにする。

○ 調査対象

京都府内（京都市を除く）の小学校のうち、平成 23 年度の第 6 学年において単式学級が 2 以上あった 110 校。分析対象児童数は国語 8111 人、算数 8120 人。

○ 調査方法

- 児童の学力：第 4 学年時（4 月）および第 6 学年時（4 月）に実施された国語と算数の学力診断テストの児童ごとの得点を一覧表形式で回答。
- 各校の学級編制：平成 18 年度～23 年度の学級数と学年児童数を回答。
- 各校の少人数指導形態：平成 23 年度の 6 年生について、第 1～6 学年時の各年度の少人数指導の実施形態について自由記述で回答。

○ 分析

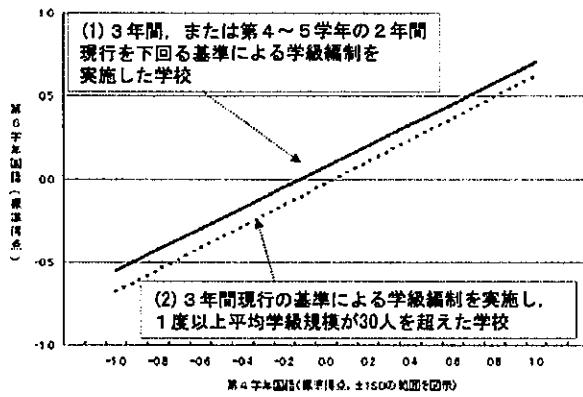
- 調査対象校を第 3～5 学年までの 3 年間の少人数指導実施形態、及び学級編制によって分類し、それぞれ類型化。

	少人数指導形態	学校数	
		国語	算数
(1)	3 年間、学級解体をともなう少人数指導を実施しなかった学校	72	20
(2)	3 年間、学校ごとに一貫した形態による、学級解体をともなう少人数指導を実施した学校	13	46
(3)	第 4～5 学年の 2 年間 学校ごとに一貫した形態による学級解体をともなう少人数指導を実施した学校 または第 5 学年の 1 年間 学級解体をともなう少人数指導を実施した学校	14	24
(4)	上記(1)～(3)にあてはまらない学校	11	20

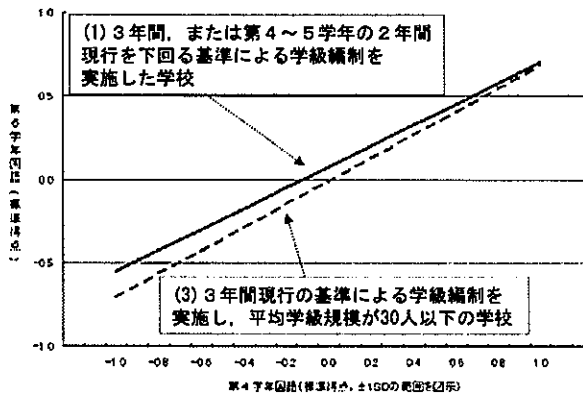
	学級編制	平均学級規模			学校数
		3 年	4 年	5 年	
(1)	3 年間、または第 4～5 学年の 2 年間、現行を下回る基準による学級編制を実施した学校	28.1	25.6	25.5	13
(2)	3 年間現行の基準による学級編制を実施し、1 度以上平均学級規模が 30 人を超えた学校	34.2	33.8	33.6	47
(3)	3 年間現行の基準による学級編制を実施し、平均学級規模が 30 人以下の学校	25.9	26.0	25.9	41
(4)	第 3～5 学年の間のいずれか 1 年間のみ、現行を下回る基準による学級編制を実施した学校	36.9	34.4	26.7	9

- 階層的線形モデルによる分析を行い、上記の分類にもとづく少人数指導形態と学級編制の類型が第 4 学年時と第 6 学年時の学力（各教科・各時期において平均 0、標準偏差 1 に標準化した）との関係に与える影響を検討
- 第 4 学年時から第 6 学年時にかけての学力層の変移の状況が学級編制の違いによって異なるかをクロス集計により検討。

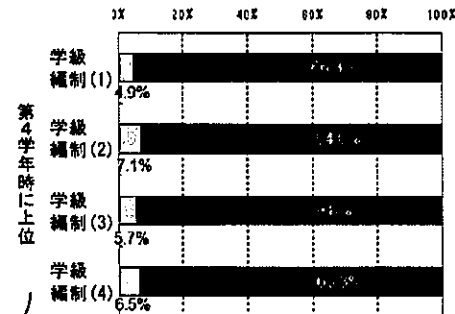
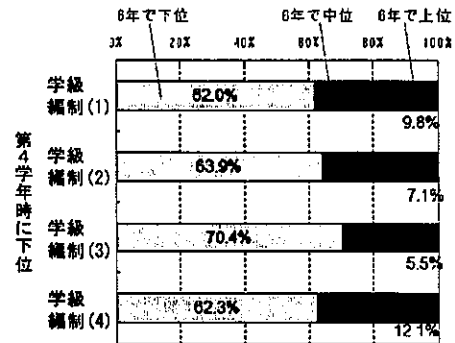
○ 国語の結果



小4の学校平均が同程度の学校どうしで比較すると、小4で全体の平均値程度の得点の児童についてみると、3年間、または第4～5学年の2年間現行を下回る基準による学級編制を実施した学校の児童の方が小6での得点が高い。



3年間、または第4～5学年の2年間現行を下回る基準による学級編制を実施した学校の方が、第4学年時の得点が第6学年時の得点に影響を与える程度が弱い。



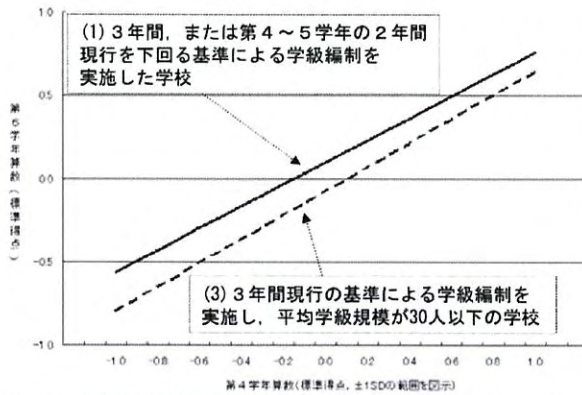
「3年間、または第4～5学年の2年間、現行を下回る基準による学級編制を実施した学校」と「3年間現行の基準による学級編制を実施し、1度以上平均学級規模が30人を超えた学校」とを比較。

- 第4学年のいずれの学力層においても、第6学年で下位層に入る割合は後者の方が高い。
- 第4学年のいずれの学力層においても、第6学年で上位層に入る割合は後者の方が低い。

「3年間、または第4～5学年の2年間、現行を下回る基準による学級編制を実施した学校」と「3年間現行の基準による学級編制を実施し、平均学級規模が30人以下の学校」とを比較。

- 第4学年で下位層であった場合に第6学年でも下位層のままである割合は後者の方が高い。
- 第4学年で上位層であった場合に第6学年でも上位層のままである割合も後者の方が高い。

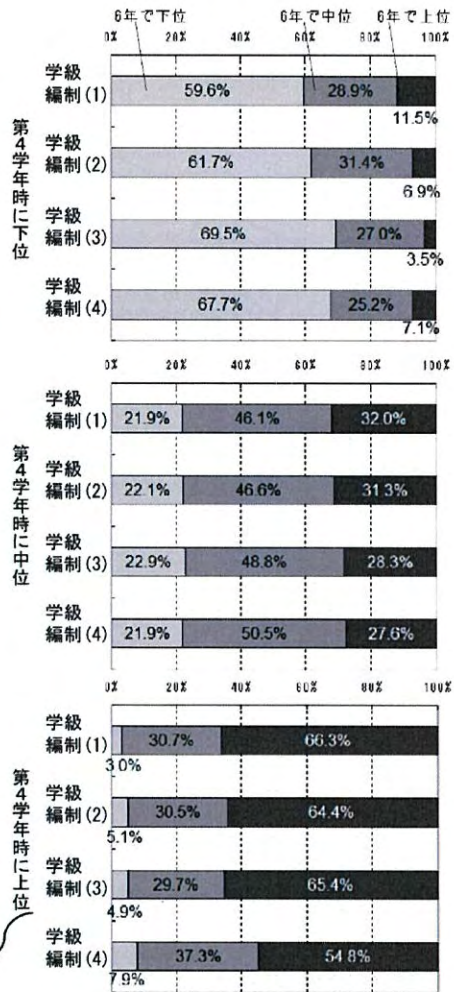
○ 算数の結果



小4の学校平均が同程度の学校どうして比較すると、小4で全体の平均値程度の得点の児童についてみると、3年間、または第4～5学年の2年間現行を下回る基準による学級編制を実施した学校の児童の方が小6での得点が高い。

「3年間、または第4～5学年の2年間、現行を下回る基準による学級編制を実施した学校」と「3年間現行の基準による学級編制を実施し、平均学級規模が30人以下の学校」とを比較。

- 第4学年のいずれの学力層においても、第6学年で下位層に入る割合は後者の方が高い。
- 第4学年のいずれの学力層においても、第6学年で上位層に入る割合は後者の方が低い。



○ 結果のまとめ

	国語	算数
少人数指導実施形態	● 国語、算数のいずれにおいても、小学校第4学年時と第6学年時の学力との関係の違いは、少人数指導実施形態の違いでは説明されない。	
学級編制	<ul style="list-style-type: none"> ● 従前の学力が同程度の児童でみると、現行の基準によって編制された30人を超える学級規模の学校の児童より、現行を下回る基準による学級編制を継続的に実施した学校の児童の方が、その後の学力が高い。 ● 現行を下回る基準による学級編制を継続的に実施した学校に在籍することが、従前の学力が低い児童に対して補償的。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 従前の学力が同程度の児童でみると、現行の基準によって編制された30人以下の学級規模の学校の児童より、現行を下回る基準による学級編制を継続的に実施した学校の児童の方が、その後の学力が高い。

示唆：現行を下回る基準による少人数学級編制を継続的に実施した学校の優位性。

5. 文部科学省における「少人数学級の成果・アンケート調査結果」等

(1) 「今後の学級編制及び教職員定数の在り方に関する国民からの意見募集」集計結果

資料：「今後の学級編制及び教職員定数の在り方に関する国民からの意見募集」集計結果
(平成22年6月、文部科学省)

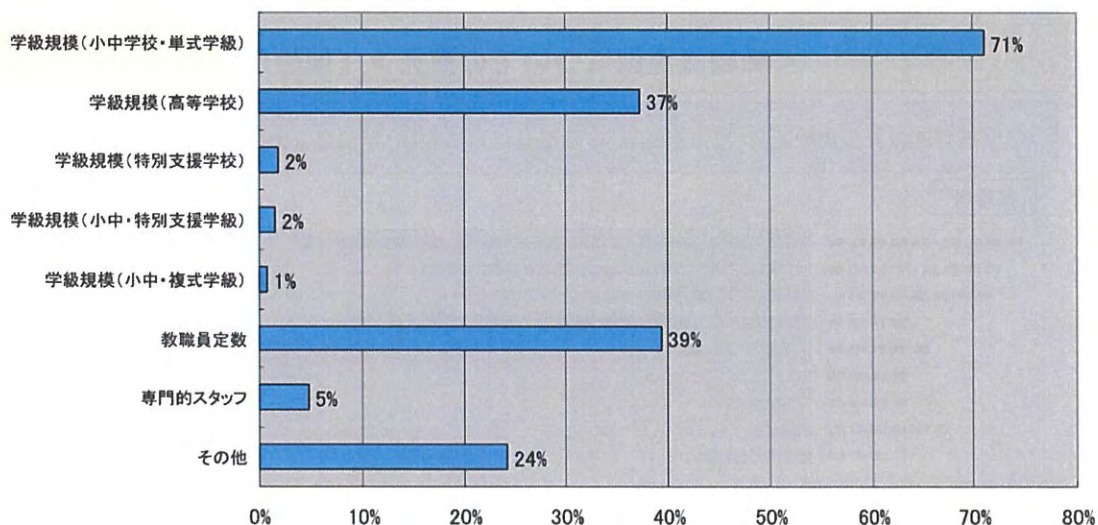
文部科学省ホームページにおいて、平成22年3月18日(木)～4月16日(金)の間、「今後の学級編制及び教職員定数の在り方に関する国民からの意見募集」を行った。寄せられた意見の件数1,020通である。

回答者の約7割が小中学校の学級規模について意見を述べ、約4割が教職員定数について意見を述べている。学級規模に関する意見のうち、望ましい学級規模として「26人～30人」を挙げる意見が約6割であった。

教職員定数については、保護者は教員の複数配置・複数担任等を、教職員は司書教諭・学校司書の配置を望む意見が多いという結果であった。

<主な意見内容>

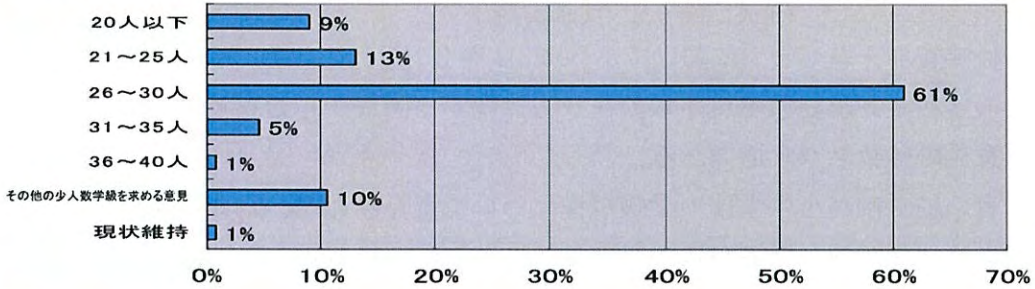
○回答者の約7割が小中学校の学級規模について意見を述べ、約4割が教職員定数について意見を述べている。



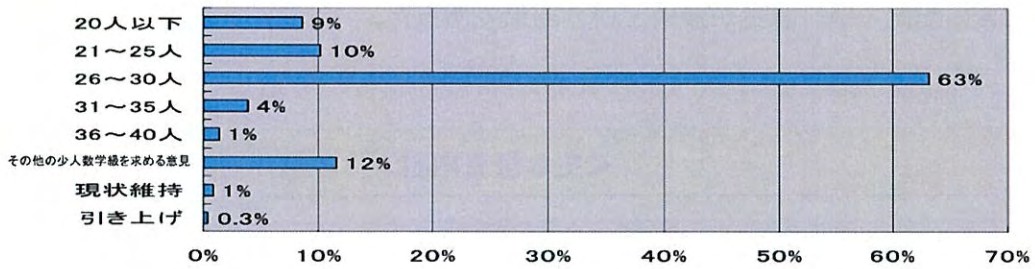
(注)複数の項目について回答している場合があるため、合計値は100%とならない

＜望ましい学級規模＞（校種別）

○小中学校の学級規模に関する意見のうち、望ましい学級規模として「26人～30人」を挙げる意見が約6割であった。



○高校の学級規模に関する意見のうち、望ましい学級規模として「26人～30人」を挙げる意見が約6割であった。

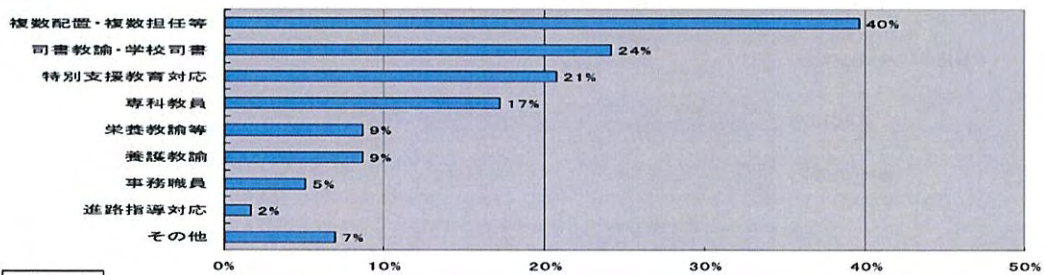


3

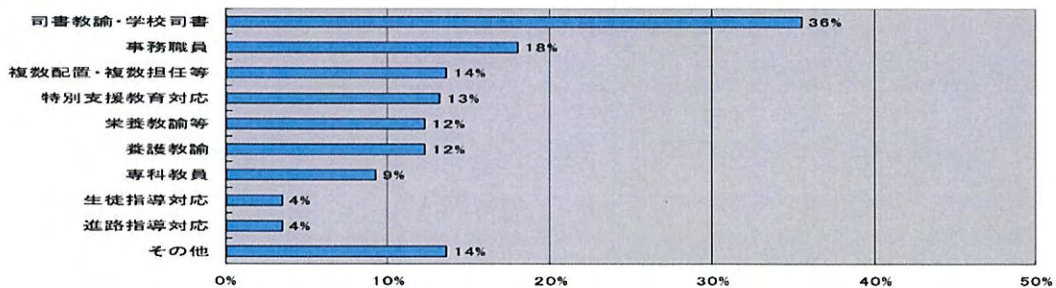
＜教職員定数についての意見＞（属性別）

○保護者は教員の複数配置・複数担任等を、教職員は司書教諭・学校司書の配置を望む意見が多かった。

保護者



教職員



(注) 複数の項目について回答している場合があるため、合計値は100%とならない

7

(2) 少人数指導と少人数学級の評価

資料：文部科学省資料（平成16年度に少人数指導を実施した学校から抽出した小学校477校、中学校478校へのアンケート調査結果）

文部科学省が、平成16年度に少人数指導を実施した学校から抽出した小学校477校、中学校478校へのアンケート調査結果によると、少人数学級の評価としては、「総じて児童生徒の学力が向上した」「授業につまづく児童生徒が減った（学力の底上げが図られた）」「発展的な学習に取り組める児童生徒が増えた」「不登校やいじめなどの問題行動が減少した」「児童生徒の基本的な生活習慣が身についた」「教師の指導力の向上や教材研究の深化が図られた」「実施拡大のために教室などの増設が必要」に関しては肯定的な意見が多く、「教師間の情報交換が低調になり連携協力が図られていない」「少人数指導・ティームティーチングの方が効果的である」については、否定的な意見が多いという結果であった。

少人数指導と少人数学級の評価

《少人数指導の評価》

区分	小学校				中学校				
	とても思う	そう思う	あまり思わない	全く思わない	とても思う	そう思う	あまり思わない	全く思わない	
学習	総じて児童生徒の学力が向上した	26.5%	72.7%	0.8%	0.0%	13.2%	83.0%	3.8%	0.0%
	授業につまづく児童生徒が減った（学力の底上げが図られた）	34.3%	64.2%	1.5%	0.0%	16.3%	79.1%	4.6%	0.0%
	発展的な学習に取り組める児童生徒が増えた	14.9%	72.9%	12.2%	0.0%	10.1%	73.1%	16.8%	0.0%
生活	不登校やいじめなどの問題行動が減少した	6.5%	57.4%	36.1%	0.0%	5.5%	37.7%	55.7%	1.1%
	児童生徒の基本的な生活習慣が身についた	6.5%	59.0%	34.1%	0.4%	2.9%	53.4%	43.5%	0.2%
指導方法	教師間の連携により指導力の向上や教材研究の深化が図られた	33.9%	62.5%	3.6%	0.0%	22.2%	70.0%	7.8%	0.0%
	教師間の打合せや教材準備の時間が確保できない	12.6%	60.8%	25.6%	1.0%	15.9%	53.0%	28.2%	2.9%
その他	実施拡大のために教室などの増設が必要	31.9%	33.1%	30.0%	5.0%	25.3%	37.1%	34.5%	3.1%
	学級編制人数を引き下げた方が効果的である	43.4%	38.4%	17.2%	1.0%	48.8%	37.2%	13.6%	0.4%

※平成16年度に少人数指導を実施した学校から抽出した小学校477校、中学校478校へのアンケート調査結果

《少人数学級の評価》

区分	小学校				中学校				
	とても思う	そう思う	あまり思わない	全く思わない	とても思う	そう思う	あまり思わない	全く思わない	
学習	総じて児童生徒の学力が向上した	28.5%	70.2%	1.3%	0.0%	16.4%	77.7%	5.9%	0.0%
	授業につまづく児童生徒が減った（学力の底上げが図られた）	35.6%	63.1%	1.3%	0.0%	20.1%	77.2%	2.7%	0.0%
	発展的な学習に取り組める児童生徒が増えた	13.6%	72.6%	13.8%	0.0%	5.5%	77.5%	17.0%	0.0%
生活	不登校やいじめなどの問題行動が減少した	31.6%	57.3%	10.8%	0.3%	20.5%	56.6%	22.4%	0.5%
	児童生徒の基本的な生活習慣が身についた	31.4%	59.3%	9.0%	0.3%	10.6%	67.4%	22.0%	0.0%
指導方法	教師の指導力の向上や教材研究の深化が図られた	22.4%	69.8%	7.5%	0.3%	16.2%	68.5%	15.3%	0.0%
	教師間の情報交換が低調になり連携協力が図られていない	0.5%	2.3%	44.1%	53.1%	0.5%	3.7%	54.1%	41.7%
その他	実施拡大のために教室などの増設が必要	28.5%	36.3%	23.1%	12.1%	20.0%	32.0%	32.0%	16.0%
	少人数指導・ティームティーチングの方が効果的である	14.7%	15.9%	54.2%	15.2%	18.3%	23.9%	50.5%	7.3%

※平成16年度に少人数指導を実施した学校から抽出した小学校477校、中学校478校へのアンケート調査結果

「平成17年文部科学省調査」

4-2 少人数学級のメリット、デメリット（検証事例より）

資料：「少人数学級の更なる推進等によるきめ細やかで質の高い学びの実現に向けて」～教職員定数の改善～（平成23年9月28日、文部科学省、公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議（中間とりまとめ））

資料：「学級編制標準引下げの課題と中教審「提言」の意義」（放送大学教授／東京大学名誉教授 中央教育審議会委員 小川 正人）（教育委員会月報22.9）

資料：「提言 感染症対策とゆとりある豊かな教育のために少人数学級制の導入を」（2020（令和2）年6月7日、ゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会）

前項の少人数学級の検証事例より、少人数学校のメリット、デメリットは次の通り読み取ることができると思われる。

（1）少人数学級のメリット

ア. 学習

- ① 子どもたち一人一人に目が行き届き、学習のつまずきの発見や個々の学習進度等に
応じた指導が可能となる。
- ② 子どもたちの発言する機会が増え、自分の考えを发表或し、話し合ったりするこ
とで、表現力を高め、思考を深める授業作りが可能となる。
- ③ 一層きめ細かい指導を充実させることにより、学習指導要領が求める課題発見・解
決能力、コミュニケーション能力等の育成に資することができる。
- ④ 対話・討議等のグループ学習やICTを活用した教育活動など、今後求められる協
働的な学びや双方向型の学びなどに対応した授業革新の促進も可能である。
- ⑤ これまでよりも授業を理解しやすくなったり、授業が楽しいと感じるようになるこ
とにより、学習意欲の向上などによる学力の向上が期待できる。

イ. 生活指導

- ① 児童・生徒相互の人間関係が深まりやすい。
- ② 児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。その
ため、「子どもたちが落ち着いて学校生活を送れる」、「子どもがクラスに馴染む」など
の状況が生じ、不登校の減少や欠席率の低下が期待できる。
- ③ 子どもが抱える悩みや相談に親身に応える時間が確保できる。

ウ. 学校運営

- ① 教員数が多くなり、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教職員配置を行
いやすい。
- ② 教職員が多くなり、学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等につい
ての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いやすい。
- ③ 教職員が多くなり、校務分掌を組織的に行きやすい。

（2）少人数学級のデメリット

ア. 学習

- ① 集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。

イ. 生活指導

- ① 豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られにくい。
- ② 切磋琢磨すること等を通じて、社会性や協調性、たくましさ等を育みにくい。

ウ. 学校運営

- ① 教職員が多くなり、全教職員間の意思疎通が図りづらい。
- ② 教職員が多くなり、学校が一体となって活動しにくい。
- ③ 子ども一人あたりにかかる経費が大きくなりやすい。
- ④ 学級が多くなり、特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。

4-3 分散登校の経験からみた少人数学級

第2章でみた新型コロナウイルス感染症対策としての分散登校の経験から得られた、少人数学校のメリットは次の通り読み取ることができると思われる。前項の少人数学級の検証事例より得られた少人数学校のメリットと共通しており、今回の新型コロナ対策としての分散登校が少人数学級のメリットを実証する結果となっている。

一方で分散登校の問題点も指摘されており、その問題点を解決するためには少人数学級(30人以下)の検討が必要である。

(1) 少人数学級のメリット(分散登校の経験より)

- ① きめ細かな指導ができる
学級の児童数を現状の半分とすると、児童一人ひとりに目が行き届き、授業中に個別指導の時間を多く確保することができる。
- ② 児童の発言機会が増加する
同様に学級の児童数が半分とすると、各児童が発言する機会が増え、積極的に学習に参加しようとする意識が高まる。
- ③ 採点にかかる時間が減少する
テスト等の採点を短時間で行うことができたため、児童がどんな問題を解いたのか覚えていながら返却して修正させることができたり、結果的に教師が生徒に向き合う時間が増加する。
- ④ いじめの防止につながる
児童数が半分となったため、目が行き届きやすく、いじめを的確に把握することができる。すぐにその場で指導することができる。
- ⑤ ソーシャルディスタンスを確保できる
机と机の間隔を1～2m空けることができることができ、感染症対策としても有効で

ある。

(2) 今後の新型コロナウイルス感染拡大による分散登校に対して

第2章において、分散登校のデメリットとして次の問題点が指摘された。

① 授業時数の確保が困難

1日おきの分散登校では、授業時数が確保できていない。したがって、学習すべき内容を3月末までに終わることができない。

② 学級全体の一体的活動が困難

学級をA・Bの2グループに分割しては、学級全体としての一体的な活動ができない。

③ 学級の中で学習の進度の差が発生

植物の観察等天候に左右されたり、生徒の質問への対応などで、グループ間で学習の進度に差が発生することがある。

これらの問題点を解決する手段の一つとして、少人数学級の実現が挙げられる。

少人数学級の実現のためには、現行の学級編制及び教職員定数の標準引き下げる必要がある。

標準に応じた教員の人件費については国が1/3を負担しているものの、独自の引き下げで必要になった追加人数分については基本的にはすべて各自治体の負担になり、膨大な費用がかかる。大都市の場合、例えば20人学級とすると、教員を数万人規模で増やす必要があるが、近年は教員志願者が減っており、なり手を確保することも困難である。また、教室や校舎も大幅に増やす必要がある。

文部科学省は、感染リスクの高い地域の小学6年と中学3年への分散登校による授業を対象に、計3,100人の教員を加配できるようにし、令和元年度の2次補正予算案に関連経費を計上した。翌年度以降に学習内容を繰り越せない最終学年については、1学級を2グループに分けたうえで、全員が毎日授業を受けられるように制度化した。しかし、全学年の標準を引き下げるのは前述理由により容易ではない。

4-4 少人数学級導入の課題

(1) 財政措置

全国的にも少人数学級を拡大する自治体が増加してきているが、小中学校の全学年における少人数学級（30人・35人以下学級など）を実現するためには教育予算の確保が不可欠である。

しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は1/2から1/3に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増加などに見られるように教育条件格差も生じている。

現在、国による教職員定数改善計画のない状況が続いているが、自治体が見通しをもって安定的に教職員を配置するためには、国段階での定数改善計画の策定・実行が必要である。

以上のことから、少人数学級導入のためには、以下の財政措置が必要である。

- ・計画的な教職員定数改善を推進すること。
- ・教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

なお、神戸市議会においても、地方自治体が安定的に教職員を配置し、教育環境を整備していくためには、加配措置ではなく、国庫負担に裏付けされた計画的な教職員の定数改善が欠かせまいとして、令和2年6月24日、衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・文部科学大臣宛てに、「子供たちの豊かな教育環境をつくるための教職員の定数改善を求める意見書」を提出している（資料編参照）。

(2) 教員の確保

昨今の公立学校の教員採用試験で、競争率の低下が全国的な課題となっている。とりわけ顕著なのが小学校であり、文部科学省によると、2019年度採用分は全国平均で28倍と、ピークだった2000年度（12.5倍）から大きく落ち込んでいる状況である。そのため、各都道府県では、「教員不足」の解消に向けた様々な対策が行われているところである（資料編参照）。

少人数学級導入のためには、学級数増加に見合う教員の確保が必要であり、「教員不足」の解消に向けたさらなる対策が必要である。

【「教員不足」の解消に向けた対策例】

- ・正規教員の採用者数の引き上げ
- ・教職経験者等に対する特別選考の実施
- ・正規教員や臨時的任用教員等の採用年齢上限の引き上げ

- ・退職教員の再任用の積極的な活用
- ・退職教員に対する広報
- ・教職を目指す大学生への広報
- ・中学生・高校生を対象とした教職セミナーの開催
- ・臨時的任用教員等としての勤務を希望する者を登録するシステムの運用
- ・ハローワークを通じた臨時的任用教員等の求人
- ・ホームページや広告等を活用した臨時的任用教員等の募集
- ・教員免許状が休眠状態となっている者に対する教員免許状更新の促進
- ・学校における業務負担の軽減の推進

(3) 教室や校舎の確保

少人数学級導入のためには、学級数増加に見合う教室の確保が必要である。

まずは、各学校の空き教室を利用することとなるが、不足する場合は、会議室等の普通教室仕様の諸室については、原則として普通教室に転用することとなる。それでもなお普通教室が不足する場合には、校舎増築により対応する必要がある。

これらの教室の整備や校舎の増値、空調等教育環境の整備に十分な移行期間の確保が必要であり、それに伴う財源措置が必要である。

第5章 神戸市における少人数学級導入の課題

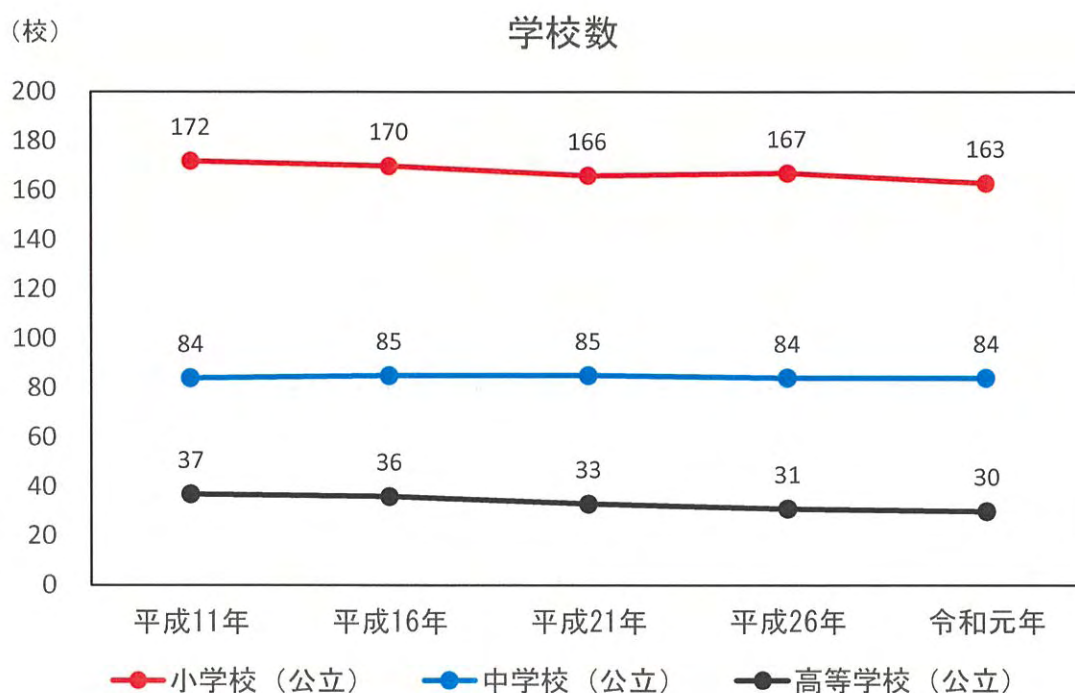
5-1 神戸市の教育の現状

統計資料からみる神戸市における教育の現状は、次のとおりである。

(1) 学校及び学級の状況

ア. 学校数

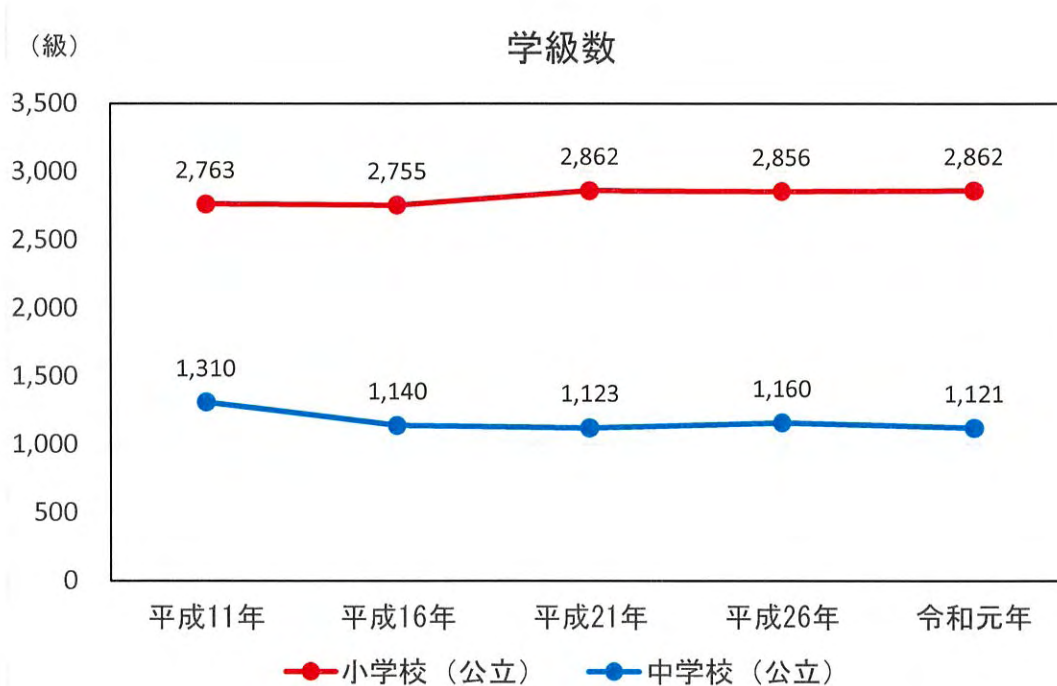
神戸市における過去20年間の学校数の推移について、小学校は、平成11年172校から令和元年163校と減少、中学校は、平成11年84校から令和元年84校と横ばい、高等学校は、平成11年37校から令和元年30校と減少している。



資料：「学校基本調査」

イ. 学級数

神戸市における過去20年間の学級数の推移について、小学校は、平成11年2,763学級校から令和元年2,862学級と増加、中学校は、平成11年1,310学級から令和元年1,121学級と減少している。

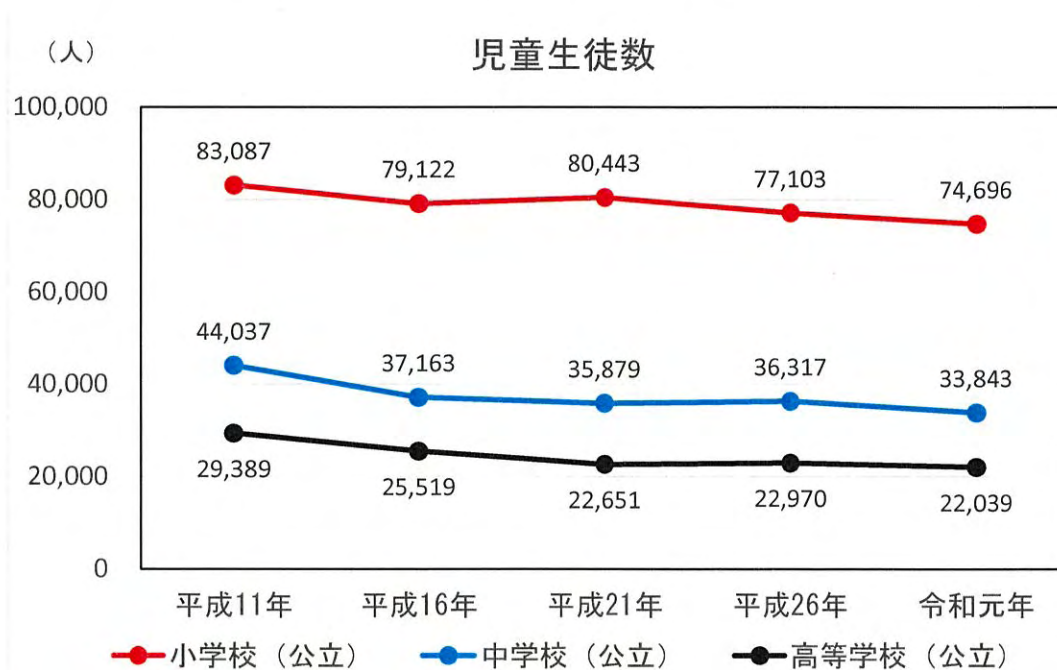


資料：「学校基本調査」

(2) 児童生徒等の状況

ア. 児童生徒数

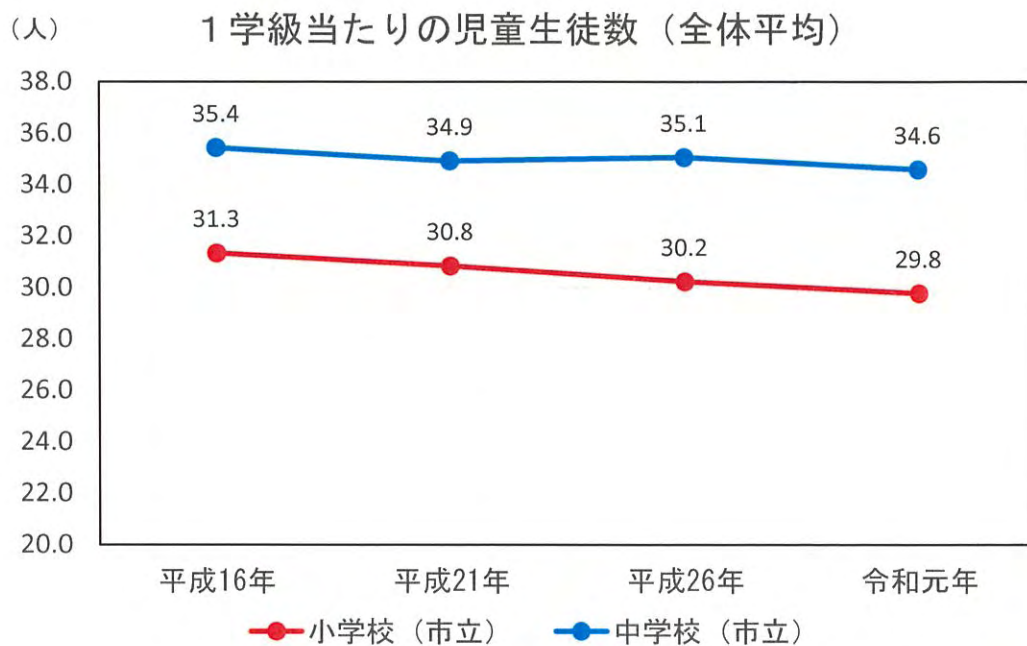
神戸市における過去20年間の児童生徒数の推移について、小学校は、平成11年83,087人から令和元年74,696人と減少、中学校は、平成11年44,037人から令和元年33,843人と減少、高等学校は、平成11年29,389人から令和元年22,039人と減少している。



資料：「学校基本調査」

イ. 1学級当たりの児童生徒数（市全体）

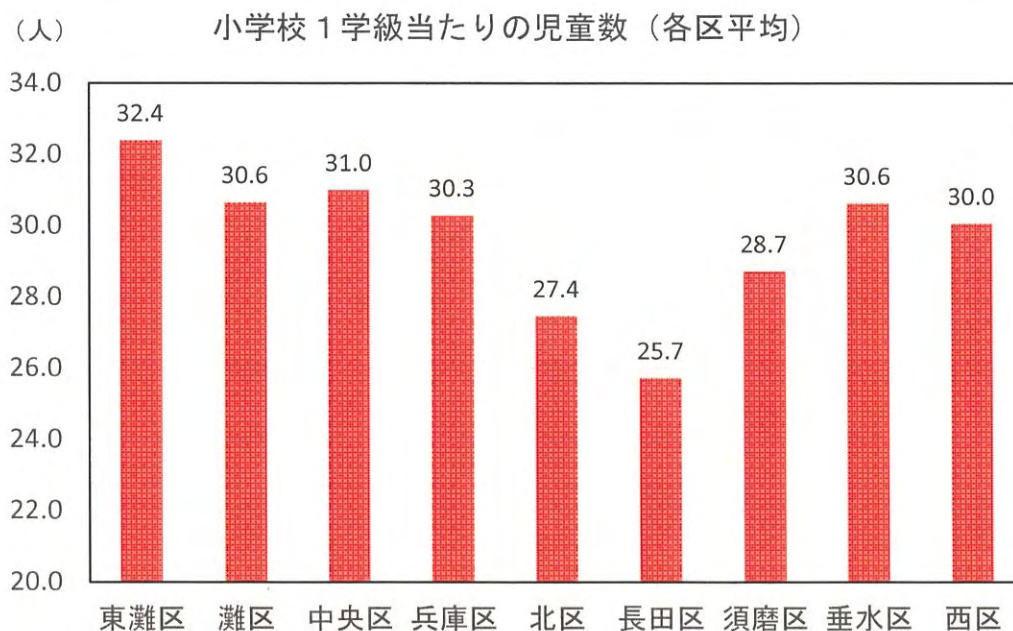
神戸市における過去 15 年間の 1 学級当たりの児童生徒数の推移について、小学校は、平成 16 年 31.3 人から令和元年 29.8 人と減少、中学校は、平成 16 年 35.4 人から令和元年 34.6 人と減少している。



※特別支援学級・複式学級を除く 資料：市（教育委員会）HP

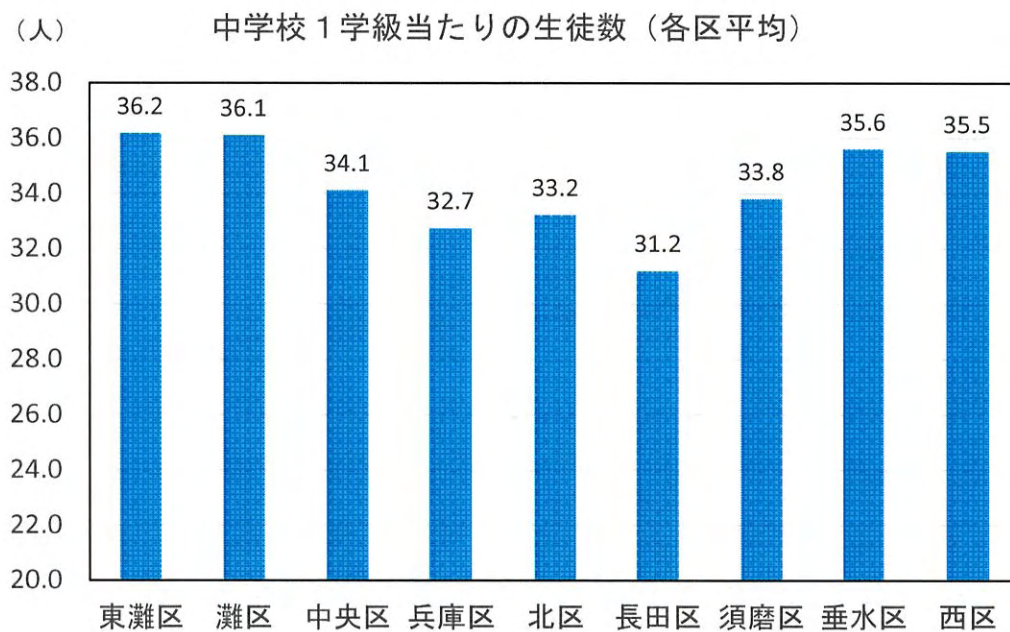
ウ. 1学級当たりの児童生徒数（区別）

神戸市における令和元年度の各区の小学校 1 学級当たりの児童生徒数は、東灘区が 32.4 人と最も多く、長田区 25.7 人、北区 27.4 人、須磨区 28.7 人が少ない。



※特別支援学級・複式学級を除く 資料：市（教育委員会）HP

神戸市における令和元年度の各区の中学校 1 学級当たりの児童生徒数は、東灘区 36.2、灘区 36.1 人と多く、長田区 31.2 人、兵庫区 32.7 人、中央区 33.2 人が少ない。



※特別支援学級除く 資料：市（教育委員会）HP

(資料) 市立小学校 学級数、児童数、1学級当たりの児童数 出典:市(教育委員会)HP

Table with columns for school names, average number of students per class, and total student numbers for each year from 1991 to 2006. The table is organized into sections for different districts and includes a total row at the bottom.

(資料) 市立小学校 学級数、児童数、1学級当たりの児童数

出典:市(教育委員会)HP

校名	1学級当たりの児童数(児童数÷学級数)							学級数(特別支援・複式学級を除く)						児童数(特別支援学級在籍者・複式学級在籍者を除く)							
	全校平均	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年
白川	28.3	26.0	28.5	24.0	24.5	35.5	32.5	13	2	2	3	2	2	2	368	52	59	72	49	71	85
神谷	23.5	28.0	18.0	19.5	34.0	25.5	22.5	10	1	2	2	1	2	2	235	28	38	39	34	51	45
松尾	23.7	25.0	22.0	28.0	16.0	23.0	25.0	6	1	1	1	1	1	1	142	25	22	28	16	23	28
東花	28.1	31.0	25.5	37.0	23.0	33.0	25.0	10	1	2	1	2	2	2	284	31	51	37	46	66	50
花尾	27.2	26.0	23.5	36.0	19.5	35.5	22.5	12	2	2	2	2	2	2	326	52	47	72	46	39	71
西尾	31.8	28.0	23.0	33.5	39.5	31.0	36.0	12	2	2	2	2	2	2	382	58	46	67	79	62	72
西尾	27.6	23.7	28.3	24.3	34.0	31.0	27.5	15	3	3	3	2	2	2	414	71	85	73	68	62	55
菅野	20.2	20.0	19.0	15.0	21.0	24.0	22.0	6	1	1	1	1	1	1	121	20	19	15	21	24	22
菅野	21.9	20.0	22.5	19.5	31.0	20.5	22.5	11	2	2	2	1	2	2	241	40	45	39	31	41	45
菅野	30.6	29.1	30.4	30.3	30.4	32.5	31.0	385	67	65	64	66	62	61	11,787	1,950	1,975	1,951	2,007	2,015	1,889
菅野	29.3	29.0	27.5	31.0	25.0	34.5	29.0	12	2	2	2	2	2	2	352	58	55	62	50	69	58
菅野	29.4	26.0	27.0	25.0	30.0	37.0	32.7	16	2	3	3	3	2	3	470	62	81	75	90	74	98
菅野	32.0	31.0	32.0	29.0	30.0	37.0	33.0	6	1	1	1	1	1	1	192	31	32	29	30	37	33
菅野	28.3	25.3	26.7	27.3	25.3	38.0	30.3	17	3	3	3	3	2	3	481	76	80	82	78	76	91
菅野	29.5	33.0	30.5	27.0	31.5	27.3	30.0	15	2	2	3	2	3	3	443	66	61	81	63	82	90
菅野	22.2	22.0	19.0	22.5	27.0	24.0	21.0	11	2	2	2	1	2	2	244	44	38	45	27	48	42
菅野	27.8	24.7	26.3	27.3	30.7	27.7	28.0	18	3	3	3	3	3	3	497	74	79	82	92	83	87
菅野	31.7	34.5	32.0	26.5	30.5	39.0	27.5	12	2	2	2	2	2	2	390	69	64	53	61	78	55
菅野	30.1	33.0	29.5	34.5	24.0	34.5	28.0	13	2	2	2	3	2	2	391	66	59	69	72	69	56
菅野	33.1	31.0	33.0	31.5	30.5	38.0	37.0	22	4	4	4	4	3	3	729	124	132	126	122	114	111
菅野	26.0	25.5	26.5	19.5	38.0	39.0	21.0	10	2	2	2	1	1	2	260	51	53	39	36	39	42
菅野	29.2	28.0	27.3	30.0	29.3	27.3	39.5	17	3	3	3	3	3	2	496	75	82	90	88	82	79
菅野	32.8	29.8	36.0	36.4	31.5	31.2	31.8	34	6	5	5	6	6	8	1,108	179	180	182	189	187	191
菅野	34.1	32.0	31.4	38.5	34.4	33.6	36.0	28	5	5	4	5	5	4	955	160	157	154	172	168	144
菅野	35.1	31.5	34.0	34.0	39.0	37.0	35.3	24	4	4	4	4	4	4	843	126	136	136	156	148	141
菅野	27.0	30.5	29.0	27.5	23.7	31.0	22.0	13	2	2	2	2	2	2	351	61	58	55	71	62	44
菅野	25.0	28.0	18.5	24.5	28.0	25.0	25.0	12	2	2	2	2	2	2	300	56	37	49	56	50	52
菅野	28.9	20.0	35.0	34.0	31.0	23.5	35.0	7	1	1	1	1	2	1	202	20	35	34	31	47	35
菅野	25.1	21.5	31.0	27.0	20.5	23.5	37.0	9	2	1	1	2	2	1	226	43	31	27	41	47	37
菅野	33.2	32.4	31.5	33.0	35.2	32.2	31.5	5	6	5	5	5	5	5	1,029	162	169	165	176	176	161
菅野	33.8	33.1	35.4	32.3	32.5	37.8	33.0	36	8	7	7	6	4	4	1,217	265	248	229	195	151	132
菅野	29.9	29.0	27.0	29.0	38.0	31.0	22.0	7	1	1	1	1	1	1	193	26	27	29	38	31	44
菅野	29.7	24.0	32.0	27.0	30.0	31.0	34.0	6	1	1	1	1	1	1	178	24	32	27	30	31	34
菅野	27.6	21.0	29.0	34.0	22.5	33.0	32.0	9	2	1	1	2	2	1	248	42	29	24	45	66	32
菅野	30.0	27.7	30.0	30.1	29.2	31.4	32.1	442	76	70	72	76	75	73	13,281	2,107	2,099	2,164	2,218	2,352	2,341
菅野	32.6	27.8	30.0	34.5	30.4	37.3	35.8	27	4	5	4	5	4	5	879	111	150	138	152	149	179
菅野	31.6	35.0	31.5	32.0	24.3	38.5	32.0	13	2	2	2	3	2	2	411	70	63	64	73	77	64
菅野	31.9	30.3	29.7	29.0	33.7	34.0	35.7	19	4	3	3	3	3	3	607	121	89	87	101	102	107
菅野	33.1	30.8	35.5	32.5	32.5	36.5	31.0	24	4	4	4	4	4	4	795	123	142	130	130	146	124
菅野	17.3	6.0	17.0	20.0	18.0	24.0	19.0	6	1	1	1	1	1	1	104	6	17	20	18	24	19
菅野	33.5	31.3	32.4	32.7	32.8	36.2	37.3	31	6	6	6	5	5	4	1,040	188	162	196	164	181	149
菅野	34.2	32.0	32.4	36.8	35.4	35.0	33.8	28	4	6	4	5	5	5	958	128	162	147	177	175	169
菅野	32.8	34.3	32.3	25.7	28.8	39.3	39.0	19	3	3	3	4	3	3	618	103	97	77	107	118	117
菅野	35.9	29.5	39.3	35.3	39.6	37.0	36.3	33	6	4	6	5	6	6	1,184	177	157	212	198	222	218
菅野	10.0	10.0	-	-	9.0	16.0	5.0	4	1	1	1	1	1	1	40	10	-	-	9	16	5
菅野	29.2	28.0	28.0	24.7	35.0	28.3	34.0	14	2	2	3	2	3	2	409	56	56	74	70	85	86
菅野	26.8	21.5	21.0	32.0	33.0	30.0	34.0	8	2	2	1	1	1	1	214	43	42	32	33	30	34
菅野	29.3	29.0	31.0	25.3	32.0	24.0	36.5	14	3	2	3	2	2	2	410	87	62	76	84	48	73
菅野	28.5	24.5	29.0	27.5	26.5	30.0	33.5	12	2	2	2	2	2	2	342	49	59	55	53	60	67
菅野	22.1	23.0	24.0	19.5	16.5	20.5	29.0	12	2	2	2	2	2	2	265	46	48	39	33	41	58
菅野	24.7	25.5	21.0	20.5	28.0	21.0	32.0	12	2	2	2	2	2	2	296	51	42	41	58	42	64
菅野	19.0	17.0	19.0	16.0	23.0	18.0	21.0	6	1	1	1	1	1	1	114	17	19	16	23	18	21
菅野	23.7	27.0	21.0	16.0	24.0	23.0	31.0	6	1	1	1	1	1	1	142	27	21	16	24	23	31
菅野	24.6	25.0	22.0	24.5	23.0	29.0	24.0	12	2	2	2	2	2	2	295	50	44	49	46	58	48
菅野	7.0	3.0	-	-	9.0	10.0	6.0	4	1	1	1	1	1	1	28	3	-	-	9	10	6
菅野	34.2	29.8	37.8	38.0	31.5	34.8	34.5	25	5	4	4	4	4	4	855	149	151	152	126	139	138
菅野	31.6	29.7	30.0	34.0	29.5	30.3	38.0	21	3	3	3	4	4	4	664	89	90	102	118	121	144
菅野	22.7	22.5	19.5	26.5	21.5	21.5	24.5	12	2	2	2	2	2	2	272	45	39	53	43	43	49
菅野	29.4	28.0	28.0	30.7	29.0	31.7	28.0	18	3	3	3	3	3	3	529	84	84	92	87	87	95
菅野	27.3	24.5	28.0	30.5	25.5	28.0	27.0	12	2	2	2	2	2	2	327	49	56	61	51	56	54
菅野	30.3	24.3	35.0	27.7	25.3	34.0	38.0	17	3	3	3	3	3	2	515	73	105	83	76	102	76
菅野	23.3	30.0	19.0	23.0	34.0	20.0	14.0	6	1	1	1	1	1	1	140	30	19	23	34	20	14
菅野	28.5	24.0	23.0	31.0	30.0	34.0	29.0	6	1	1	1	1	1	1	171	24	23	31	30	34	29
菅野	31.2	32.7	33.7	32.7	28.3	31.3	30.3	21	3	3	3	4	4	4	656	98	101	98	113	125	121

市立中学校 学級数、生徒数、1学級当たりの生徒数

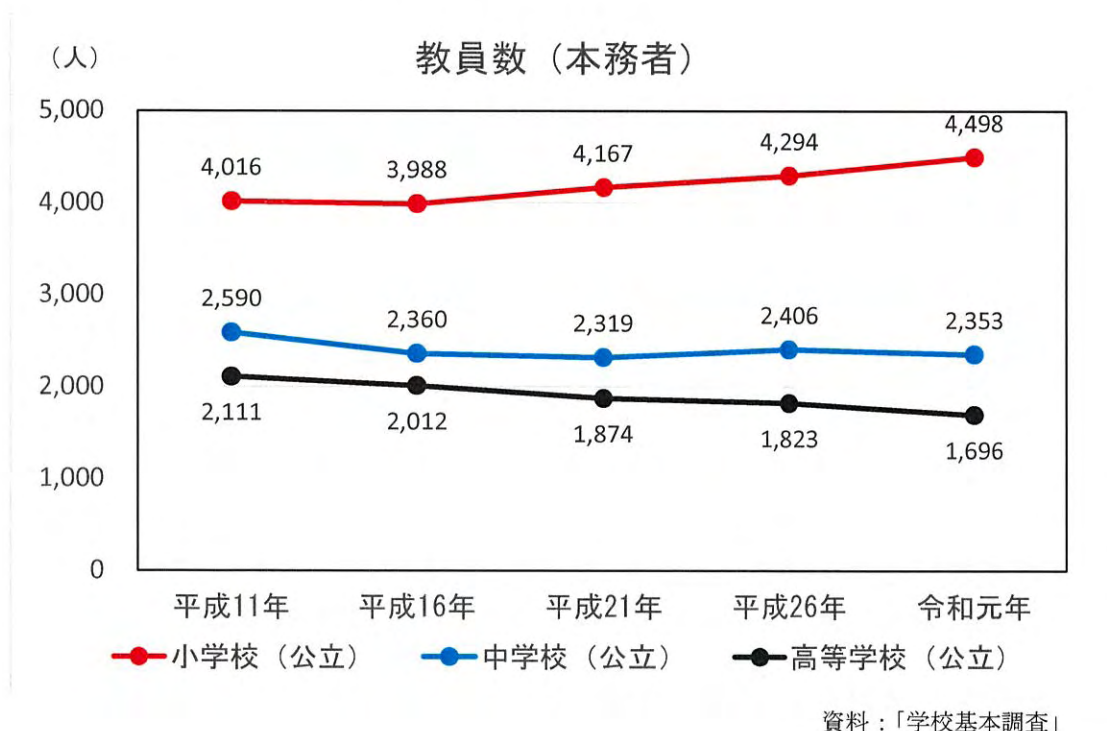
出典:市(教育委員会)HP

校名	1学級当たりの生徒数(生徒数÷学級数)				学級数(特別支援学級を除く)				生徒数(特別支援学級在籍者を除く)			
	全校平均	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年
合 計	34.8	34.9	34.7	34.2	965	320	318	329	33,374	11,162	10,962	11,250
東 区	36.2	36.1	36.4	36.0	122	41	41	40	4,413	1,481	1,484	1,458
山 区	37.1	38.1	38.0	35.3	20	7	6	7	742	287	228	247
山 区	36.8	35.4	37.2	37.6	19	5	6	5	588	177	223	188
山 区	36.6	35.9	35.6	36.4	23	8	8	7	841	287	265	269
山 区	36.1	36.5	35.2	36.7	18	6	6	6	650	219	211	220
山 区	35.7	35.0	37.0	35.0	15	5	5	5	535	175	185	175
山 区	33.9	33.3	33.7	34.7	18	6	6	6	610	200	202	208
山 区	37.3	39.0	40.0	32.8	12	4	4	4	447	156	160	131
山 区	36.1	37.6	36.5	34.5	70	22	22	26	2,527	827	802	898
山 区	37.7	39.9	37.4	37.1	24	7	8	9	905	272	298	334
山 区	38.3	38.3	39.0	37.7	8	3	2	3	308	115	78	113
山 区	33.7	34.8	35.0	31.8	11	4	3	4	371	139	105	127
山 区	35.3	38.3	36.3	32.2	13	4	4	5	459	153	145	161
山 区	34.7	37.0	35.0	32.6	14	4	5	5	486	148	175	163
山 区	34.1	35.5	32.9	34.0	61	20	20	21	2,081	710	657	714
山 区	29.0	30.3	27.3	29.3	9	3	3	3	261	91	82	88
山 区	37.2	40.0	33.0	39.3	11	3	4	4	409	120	132	157
山 区	32.1	32.0	30.7	30.7	9	3	3	3	289	96	101	92
山 区	35.8	38.5	37.0	32.0	6	2	2	2	215	77	74	64
山 区	35.8	36.8	35.3	35.3	12	4	4	4	429	147	141	141
山 区	34.1	35.8	31.8	34.4	14	5	4	5	478	179	127	172
山 区	32.7	33.4	34.0	31.0	50	16	16	16	1,637	535	544	558
山 区	32.1	31.3	36.0	29.0	9	3	3	3	289	94	108	87
山 区	35.1	39.0	36.7	31.0	10	3	3	4	351	117	110	124
山 区	37.3	38.0	36.5	37.5	12	4	4	4	448	152	146	150
山 区	5.0	2.0	9.0	4.0	3	1	1	1	15	2	9	4
山 区	34.1	39.0	32.0	32.0	10	3	3	4	341	117	96	128
山 区	32.2	26.5	37.5	32.5	6	2	2	2	193	53	75	65
山 区	33.2	33.1	33.3	33.3	172	58	58	58	5,713	1,822	1,862	1,928
山 区	28.3	29.5	25.5	29.3	7	2	2	3	198	59	51	88
山 区	34.3	34.4	32.6	36.3	14	5	5	4	480	172	163	145
山 区	36.1	34.4	38.5	35.8	14	5	4	5	505	172	154	179
山 区	34.7	29.5	36.5	38.0	6	2	2	2	208	59	73	76
山 区	33.6	39.3	33.8	29.3	11	3	4	4	370	118	135	117
山 区	33.8	30.7	35.3	35.3	9	3	3	3	304	92	106	106
山 区	36.3	37.8	40.0	32.0	11	4	3	4	399	151	120	128
山 区	26.8	24.5	23.0	35.0	4	2	1	1	107	49	23	35
山 区	3.7	2.0	5.0	4.0	3	1	1	1	11	2	5	4
山 区	36.3	36.6	33.5	39.2	16	5	6	5	581	184	201	196
山 区	34.9	34.0	36.8	34.0	18	6	6	6	629	204	221	204
山 区	36.5	39.3	34.5	36.3	11	3	4	4	401	118	138	145
山 区	31.2	33.0	31.7	29.5	10	3	3	4	312	99	95	118
山 区	32.5	37.0	29.5	31.0	6	2	2	2	195	74	59	62
山 区	37.9	35.7	39.6	39.0	23	9	7	7	871	321	277	273
山 区	15.7	13.0	16.0	18.0	3	1	1	1	47	13	16	18
山 区	16.7	18.0	14.0	18.0	3	1	1	1	50	18	14	18
山 区	15.0	17.0	11.0	17.0	3	1	1	1	45	17	11	17
山 区	31.2	30.9	32.6	30.1	55	19	18	18	1,716	588	587	541
山 区	25.8	23.5	25.5	28.5	6	2	2	2	155	47	51	57
山 区	36.0	35.0	39.0	34.0	6	2	2	2	216	70	78	66
山 区	9.3	11.0	8.0	8.0	3	1	1	1	28	11	6	8
山 区	34.9	36.2	36.4	32.2	15	5	5	5	524	181	182	161
山 区	29.8	29.7	29.3	31.3	9	3	3	3	268	86	86	94
山 区	33.0	31.3	37.3	33.7	10	4	3	3	339	125	112	101
山 区	31.2	34.0	33.5	29.0	6	2	2	2	187	68	67	52
山 区	33.8	34.8	34.2	32.6	103	33	34	36	3,482	1,148	1,162	1,172
山 区	34.8	36.3	36.0	32.0	12	4	4	4	417	145	144	128
山 区	38.5	39.5	36.0	40.0	12	4	4	4	462	158	144	160
山 区	34.5	33.5	38.7	32.3	11	4	4	4	379	134	116	129
山 区	37.8	37.3	37.0	39.3	10	3	4	3	378	112	148	118
山 区	33.0	38.0	33.0	30.0	9	3	3	3	297	108	99	90
山 区	32.1	31.7	30.3	34.3	9	3	3	3	289	95	91	103
山 区	32.9	31.3	31.5	31.5	11	3	4	4	362	111	125	126
山 区	28.4	30.0	32.0	26.0	7	2	2	3	199	60	64	75
山 区	32.7	36.0	35.5	28.7	7	2	2	3	229	72	71	86
山 区	32.6	33.0	31.0	33.7	9	3	3	3	293	99	93	101
山 区	29.5	27.0	33.5	28.0	6	2	2	2	177	54	67	56
山 区	35.6	36.1	35.5	35.2	148	49	49	50	5,270	1,769	1,741	1,780
山 区	37.2	40.0	39.8	32.8	13	4	4	5	483	160	159	184
山 区	34.7	32.6	34.4	37.2	15	5	5	5	521	163	172	186
山 区	33.5	34.0	32.4	34.3	13	4	5	4	435	136	162	137
山 区	36.5	35.8	34.3	39.7	10	4	3	3	365	143	103	119
山 区	36.9	33.8	39.2	37.8	15	5	5	5	553	169	196	188
山 区	38.3	40.0	34.4	34.9	20	8	7	7	725	240	241	244
山 区	33.8	33.4	35.3	33.0	14	5	4	5	473	167	141	165
山 区	35.3	36.8	33.8	35.2	15	5	5	5	529	184	169	176
山 区	36.8	35.4	37.8	37.5	13	5	4	4	478	177	151	150
山 区	35.6	38.3	35.8	33.4	14	4	5	5	499	153	179	167
山 区	34.8	36.5	34.0	32.0	6	2	2	2	209	77	68	64
山 区	35.5	35.2	35.2	36.1	184	62	60	62	6,535	2,182	2,113	2,240
山 区	37.3	36.6	35.8	39.7	19	7	6	6	709	258	215	238
山 区	36.3	36.5	35.2	37.2	18	6	6	6	653	219	211	223
山 区	36.1	39.5	36.2	38.6	30	10	10	10	1,143	395	362	386
山 区	35.7	34.8	34.3	37.8	18	6	6	6	642	209	206	227
山 区	31.9	31.0	33.0	31.8	12	4	4	4	383	124	132	127
山 区	32.1	30.0	28.0	38.3	9	3	3	3	289	90	84	115
山 区	31.7	31.7	35.7	27.7	9	3	3	3	285	95	107	83
山 区	36.3	35.3	38.1	35.6	22	7	7	8	799	247	267	265
山 区	38.3	38.7	39.0	37.3	9	3	3	3	345	116	117	112
山 区	34.8	33.2	36.5	35.0	14	5	4	5	487	166	146	175
山 区	37.8	37.3	38.3	37.7	9	3	3	3	340	112	115	113
山 区	32.0	31.0	30.0	35.0	3	1	1	1	96	31	30	35
山 区	30.3	30.5	30.3	30.3	12	4	4	4	364	122	121	121

(3) 教員の状況

ア. 教員数

神戸市における過去 20 年間の教員数（本務者：当該学校の専任の教職員）の推移について、小学校は、平成 11 年 4,016 人から令和元年 4,498 人と増加、中学校は、平成 11 年 2,590 人から令和元年 2,353 人と減少、高等学校は、平成 11 年 2,111 人から令和元年 1,696 人と減少している。

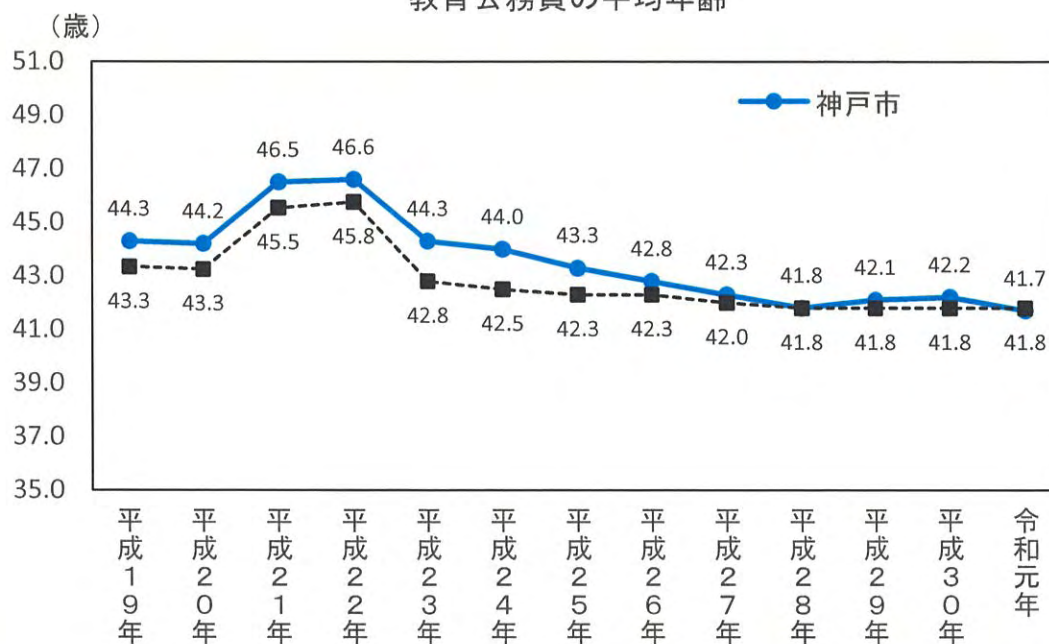


イ. 教員の平均年齢

神戸市における平成 19 年以降の教育公務員の平均年齢の推移は、平成 21～22 年に増加したが、その後平成 28 年までは年々減少している。平成 28 年以降は、ほぼ横ばいの状況となっている。

政令指定都市全体と比較すると、平均年齢の推移は、政令指定都市全体と同様の傾向にあるが、平成 26 年ごろまでは、やや平均年齢がやや高い傾向にあった。平成 27 年ごろ以降は、神戸市と政令指定都市全体とほぼ同様の平均年齢となっている。

教育公務員の平均年齢



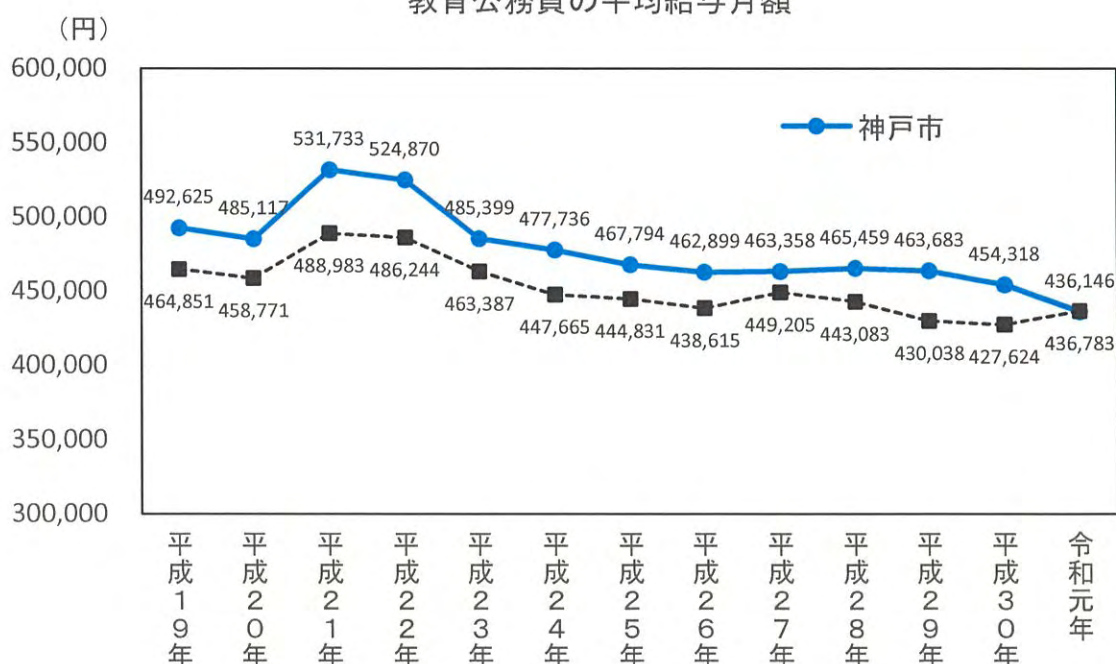
資料：「公務員給与実態調査」

ウ. 教員の平均給与月額

神戸市における平成19年以降の教育公務員の平均給与月額の推移は、平成21～22年に増加、平成26～29年は横ばいとなっているが、それ以外は年々減少している。

政令指定都市全体と比較すると、平均給与月額の推移は、政令指定都市全体とほぼ同様の傾向にあるが、神戸市は政令指定都市全体と比べ令和元年を除き高い平均給与月額となっている。令和元年については、神戸市は減少したが、政令指定都市全体は増加し、初めて逆転した。

教育公務員の平均給与月額



資料：「公務員給与実態調査」

5-2 少人数学級導入のための財政的（教員人件費）試算

神戸市において少人数学級を導入するためには、第4章で述べた課題と同様に、教員増加に伴う人件費が膨大になること、教員のなり手の確保、教室や校舎の確保等が挙げられる。

これらの課題のうち、ここでは教員の増員数及び人件費について検討を行う。

（1）増加教員の推計

ア. 小学校

神戸市における小学校の学級規模の状況（2019年5月1日現在）は、20人以下が107学級（4.4%）、21～30人が1,046学級（42.6%）、31人以上が1,301学級（53.0%）となっている。少子化や地域特性などの要因から30人以下の少人数学級は全体の47%で半数近くを占めている。一方、1,000人を超えるマンモス校が9校存在する。

1学級当たりの児童数31人以上の学年（次頁からの表の黄色マーカー表記箇所）について、30人以下学級に再編成するため1学年1学級増した場合、市全体で423学級の増加となる。

増加する423学級の内、1学年1学級で35人以下学級（学年）については、2学級に再編成すると1学級が極小人数となるため現行のままとする。→対象：37学級

また、学校全体で36学級以上ある学校については、教室の確保などの難しさを考慮して現行のままとする。→対象：17学級（3校）

その結果、増加する学級は369学級となる。ここでは級外教員の増加分は考慮せず、増加学級分の369人の学級担任教員が増加すると推計する。

イ. 中学校

神戸市における中学校の学級規模の状況（2019年5月1日現在）は、20人以下が18学級（1.9%）、21～30人が83学級（8.6%）、31人以上が864学級（89.5%）となっている。30人以下の少人数学級は全体の10.5%で小学校に比べ割合は少ない。一方、1,000人を超えるマンモス校は1校のみである。

1学級当たりの児童数31人以上の学年（次頁からの表の黄色マーカー表記箇所）について、30人以下学級に再編成するため1学年1学級増した場合、市全体で202学級の増加となる。

増加する202学級の内、1学年1学級で35人以下学級（学年）については、2学級に再編成すると1学級が極小人数となるため現行のままとする。→対象：3学級

また、学校全体で30学級以上ある学校については、教室の確保などの難しさを考慮して現行のままとする。→対象：3学級（1校）

その結果、増加する学級は196学級となる。ここでは級外教員の増加分は考慮せず、増加学級分の196人の学級担任教員が増加すると推計する。

よって、小・中学校合わせて、565人の学級担任教員が新たに必要となる。

小学校 教員増員数 (1)

校名	増員後の合計	教員増員数	学級数												
			現在の計	1年		2年		3年		4年		5年		6年	
合計	2,877	423	2,454	420		412		416		418		394		394	
東灘区計	398	61	337	59	31	56	32	57	32	56	33	53	34	56	34
東灘	32	6	26	4	34	4	33	4	39	4	35	5	31	5	31
本庄	27	4	23	4	32	4	32	4	34	4	29	4	29	3	33
本山南	18	1	17	3	24	3	24	3	25	3	26	2	34	3	29
福池	26	4	22	4	28	3	34	4	29	4	33	3	32	4	34
魚崎	42	6	36	6	32	6	31	6	33	6	33	6	38	6	37
本山第一	31	5	26	5	30	4	31	5	31	4	34	4	33	4	35
本山第二	36	6	30	5	35	5	36	5	37	5	37	5	38	5	36
本山第三	28	4	24	4	27	4	29	4	31	4	32	4	33	4	31
住吉	28	3	25	5	31	4	30	4	30	4	30	4	32	4	32
御影	26	5	21	4	32	4	32	3	31	4	30	3	34	3	38
渦が森	25	5	20	3	35	3	33	4	29	3	33	3	40	4	34
御影北	34	5	29	5	29	5	33	5	34	5	34	4	40	5	35
六甲アイランド	13	1	12	2	25	2	34	2	22	2	28	2	29	2	25
向洋	32	6	26	5	31	5	33	4	38	4	38	4	31	4	34
灘区計	242	34	208	36	30	37	28	36	31	36	30	31	33	32	33
成徳	34	5	29	5	34	5	29	5	34	5	34	5	34	4	37
高羽	41	5	36	6	30	6	35	6	39	6	34	6	34	6	35
鶴甲	16	4	12	2	34	2	29	2	31	2	27	2	31	2	32
六甲山	4		4	1	7	1	3	1	12	1	12				
西郷	22	1	21	4	27	4	27	4	27	4	28	3	28	2	34
六甲	17	4	13	2	35	3	25	2	33	2	31	2	28	2	38
灘	13	1	12	2	24	2	27	2	25	2	24	2	28	2	31
西灘	20	3	17	3	33	3	29	3	30	3	33	2	38	3	28
稗田	22	5	17	3	35	3	33	3	37	3	32	2	37	3	30
美野丘	18		18	3	28	3	29	3	29	3	28	3	29	3	28
摩耶	16	4	12	2	32	2	28	2	32	2	28	2	35	2	33
福住	19	2	17	3	25	3	24	3	25	3	24	2	37	3	31
中央区計	177	31	146	27	30	26	30	25	32	22	31	25	30	21	33
上筒井	16	1	15	3	24	3	29	3	24	2	28	2	21	2	32
なぎさ	25	6	19	3	31	3	32	3	32	3	34	4	32	3	39
宮本	13	1	12	2	26	2	24	2	30	2	25	2	31	2	23
春日野	13	1	12	2	27	2	22	2	33	2	24	2	25	2	28
雲中	19	3	16	3	27	3	30	3	32	2	40	3	28	2	35
中央	19	3	16	3	34	3	29	2	32	2	35	3	30	3	29
こうべ	29	6	23	4	35	4	34	4	35	4	32	4	33	3	35
山の手	22	4	18	4	34	3	33	3	30	3	26	3	31	2	39
湊	21	6	15	3	31	3	35	3	35	2	37	2	37	2	36
兵庫区計	155	24	131	21	30	22	30	24	27	24	29	20	34	20	32
神戸祇園	26	3	23	4	29	4	32	4	29	4	32	4	30	3	35
夢野の丘	24	4	20	4	29	3	34	4	30	3	39	3	37	3	34
会下山	24	5	19	3	32	3	31	4	27	3	31	3	37	3	31
兵庫大開	24	4	20	3	34	3	32	4	28	4	29	3	38	3	34
水木	12	1	11	1	35	2	27	2	23	2	22	2	22	2	29
和田岬	11	2	9	2	20	1	25	1	37	2	23	1	40	2	24
明親	23	3	20	3	33	4	30	3	28	4	30	3	37	3	31
浜山	11	2	9	1	28	2	20	2	20	2	20	1	35	1	35

1学級3人以上の学年

小学校 教員増員数 (2)

校名	増員後の合計	教員増員数	学 級 数													
			現在の計	1年		2年		3年		4年		5年		6年		
北 区 計	471	61	410	69	25	67	27	70	27	72	26	66	30	66	30	
有 馬	2		2					1	8	1	9					
有 野	23	4	19	3	28	3	34	3	34	4	27	3	36	3	34	
藤 原 台	26	3	23	4	27	3	34	5	28	4	29	3	39	4	30	
西 山	28	5	23	4	27	3	32	4	32	4	31	4	31	4	32	
あ り の 台	15	3	12	2	23	2	30	2	33	2	27	2	32	2	34	
唐 櫃	12		12	2	19	2	24	2	20	2	22	2	23	2	27	
大 池	12	1	11	2	24	2	25	2	20	2	23	2	24	1	37	
花 山	21	5	16	2	34	3	26	3	33	3	33	3	31	2	38	
谷 上	12		12	2	25	2	26	2	21	2	22	2	23	2	23	
箕 谷	13	1	12	2	20	2	22	2	28	2	24	2	23	2	31	
桂 木	22	5	17	3	25	3	31	2	35	3	34	3	36	3	33	
広 陵	23	4	19	3	30	3	27	3	35	3	31	3	35	4	31	
筑 紫 が 丘	10	2	8	2	23	2	19	1	30	1	37	1	33	1	28	
桜 の 宮	7	1	6	1	29	1	24	1	27	1	30	1	30	1	31	
桜 の 宮 分 校	6		6	1	1	1		1	1	1	2	1	2	1	4	
甲 緑	12		12	2	26	2	28	2	23	2	25	2	28	2	24	
山 田	6		6	1	6	1	9	1	6	1	10	1	11	1	8	
小 部 東	18	3	15	3	24	2	33	3	27	3	26	2	39	2	38	
小 部 西	26	5	21	3	31	4	28	3	33	4	31	3	35	4	35	
泉 台	12		12	2	23	2	27	2	24	2	23	2	30	2	24	
鈴 蘭 台	13	1	12	2	25	2	21	2	27	2	22	2	33	2	25	
北 五 葉	13	1	12	2	23	2	30	2	29	2	26	2	33	2	28	
南 五 葉	12	3	9	1	33	1	35	1	35	2	21	2	23	2	21	
君 影 台	6		6	1	11	1	22	1	24	1	16	1	21	1	21	
星 和 台	15	3	12	2	27	2	28	2	33	2	22	2	33	2	34	
ひ よ ど り 台	17	2	15	2	33	3	25	3	25	2	30	3	27	2	38	
藍 那	2		2					1	8	1	8					
道 場	6		6	1	19	1	17	1	27	1	14	1	20	1	22	
八 多	6		6	1	7	1	12	1	12	1	17	1	17	1	16	
大 沢	6		6	1	4	1	13	1	10	1	13	1	9	1	10	
長 尾	40	6	34	6	31	4	39	6	35	6	35	6	34	6	37	
鹿 の 子 台	25	3	22	4	29	4	35	4	27	4	28	3	37	3	34	
好 徳	2		2	1	9	1	7									
淡 河	2		2	1	7	1	8									
長 田 区 計	151	21	130	23	23	22	25	22	24	22	27	20	29	21	28	
室 内 倉	7	1	6	1	25	1	29	1	22	1	29	1	32	1	26	
名 倉	9	2	7	1	32	1	30	1	19	1	32	1	30	2	24	
丸 山 ひ ば り	14	2	12	2	21	2	25	2	23	2	29	2	33	2	32	
宮 川	12		12	2	19	2	21	2	21	2	21	2	26	2	24	
池 田	12	1	11	2	26	2	21	2	25	2	27	2	23	1	37	
蓮 池	18	1	17	3	28	2	30	3	26	3	33	3	28	3	28	
長 田	12	1	11	2	18	2	23	2	23	2	20	1	40	2	21	
五 位 の 池	12	1	11	2	19	2	25	2	25	2	22	2	26	1	33	
御 蔵	8	2	6	1	21	1	25	1	20	1	38	1	19	1	38	
真 野	6		6	1	14	1	19	1	17	1	18	1	17	1	22	
長 田 南	12	2	10	1	34	2	21	2	23	2	20	1	33	2	22	
真 陽	12	4	8	2	20	2	22	1	35	1	33	1	37	1	39	
駒 ケ 林	17	4	13	3	26	2	34	2	32	2	33	2	33	2	28	

1 学級 31 人以上の学年

小学校 教員増員数 (3)

校名	増員後の合計	教員増員数	学 級 数													
			現在の計	1年		2年		3年		4年		5年		6年		
須磨区計	313	48	265	42	28	47	27	46	29	44	29	42	31	44	29	
だいち	32	5	27	3	35	5	32	5	30	4	38	5	38	5	33	
若宮	13	1	12	2	24	2	20	2	31	2	24	2	21	2	21	
西須磨	34	6	28	5	33	5	31	5	31	5	32	4	38	4	32	
北須磨	17	2	15	2	31	3	24	3	26	3	25	2	29	2	31	
高倉台	18	5	13	2	34	2	32	2	34	2	38	2	32	3	29	
多井畑	11	4	7	1	28	1	34	1	37	2	21	1	38	1	31	
板宿	13	2	11	2	31	2	21	2	30	2	25	1	39	2	30	
東須磨	21	3	18	3	34	3	32	3	34	3	28	3	30	3	29	
若草	14	2	12	2	26	2	28	2	24	2	27	2	32	2	31	
妙法寺	17	2	15	3	26	3	29	2	33	3	26	2	26	2	34	
横尾	13	1	12	2	24	2	22	2	28	2	30	2	24	2	31	
白川	15	2	13	2	26	2	30	3	24	2	25	2	36	2	33	
神の谷	11	1	10	1	28	2	19	2	20	1	34	2	26	2	23	
松尾	6		6	1	25	1	22	1	28	1	16	1	23	1	28	
東落合	13	3	10	1	31	2	26	1	37	2	23	2	33	2	25	
花谷	14	2	12	2	26	2	24	2	36	2	20	2	36	2	23	
南落合	16	4	12	2	28	2	23	2	34	2	40	2	31	2	36	
西落合	17	2	15	3	24	3	28	3	24	2	34	2	31	2	28	
竜が台	6		6	1	20	1	19	1	15	1	21	1	24	1	22	
菅の台	12	1	11	2	20	2	23	2	20	1	31	2	21	2	23	
垂水区計	459	74	385	67	29	65	30	64	30	66	30	62	33	61	31	
塩屋北	14	2	12	2	29	2	28	2	31	2	25	2	35	2	29	
下畑台	18	2	16	2	26	3	27	3	25	3	30	2	37	3	33	
つつじが丘	10	4	6	1	31	1	32	1	29	1	30	1	37	1	33	
塩屋	18	1	17	3	25	3	27	3	27	3	25	2	38	3	30	
乙木	18	3	15	2	33	2	31	3	27	2	32	3	27	3	30	
東垂水	11		11	2	22	2	19	2	23	1	27	2	24	2	21	
名谷	19	1	18	3	25	3	26	3	27	3	31	3	28	3	29	
福田	16	4	12	2	35	2	32	2	27	2	31	2	39	2	28	
高丸	16	3	13	2	33	2	30	2	35	3	24	2	35	2	28	
千鳥が丘	28	6	22	4	31	4	33	4	32	4	31	3	38	3	37	
千代が丘	12	2	10	2	26	2	27	2	20	1	36	1	39	2	21	
垂水	18	1	17	3	25	3	27	3	30	3	29	3	27	2	40	
霞ヶ丘	39	5	34	6	30	5	36	5	36	6	32	6	31	6	32	
東舞子	34	6	28	5	32	5	31	4	39	5	34	5	34	4	36	
舞子	30	6	24	4	32	4	34	4	34	4	39	4	37	4	35	
西舞子	15	2	13	2	31	2	29	2	28	3	24	2	31	2	22	
西脇	12		12	2	28	2	19	2	25	2	28	2	25	2	26	
多聞南	11	4	7	1	20	1	35	1	34	1	31	2	24	1	35	
多聞東	11	2	9	2	22	1	31	1	27	2	21	2	24	1	37	
小東山	37	6	31	5	32	6	32	5	33	5	35	5	35	5	32	
舞多聞	42	6	36	8	33	7	35	7	32	6	33	4	38	4	33	
本多聞	9	2	7	1	26	1	27	1	29	1	38	1	31	2	22	
多聞台	9	3	6	1	24	1	32	1	27	1	30	1	31	1	34	
神陵台	12	3	9	2	21	1	29	1	34	2	23	2	33	1	32	

1 学級 31 人以上の学年

小学校 教員増員数 (4)

校名	増員後の合計	教員増員数	学 級 数												
			現在の計	1年		2年		3年		4年		5年		6年	
西 区 計	511	69	442	76	28	70	30	72	30	76	29	75	31	73	32
東 町	30	3	27	4	28	5	30	4	35	5	30	4	37	5	36
小 寺	18	5	13	2	35	2	32	2	32	3	24	2	39	2	32
長 坂	22	3	19	4	30	3	30	3	29	3	34	3	34	3	36
有 瀬	30	6	24	4	31	4	36	4	33	4	33	4	37	4	31
太 山 寺	6		6	1	6	1	17	1	20	1	18	1	24	1	19
井 吹 東	37	6	31	6	31	5	32	6	33	5	33	5	36	4	37
井 吹 の 丘	34	6	28	4	32	5	32	4	37	5	35	5	35	5	34
井 吹 西	23	4	19	3	34	3	32	3	26	4	27	3	39	3	39
伊 川 谷	38	5	33	6	30	4	39	6	35	5	40	6	37	6	36
樋 谷	4		4	1	10					1	9	1	16	1	5
糺 台	16	2	14	2	28	2	28	3	25	2	35	3	28	2	34
狩 場 台	11	3	8	2	22	2	21	1	32	1	33	1	30	1	34
竹 の 台	17	3	14	3	29	2	31	3	25	2	32	2	24	2	37
榎 野 台	13	1	12	2	25	2	29	2	28	2	27	2	30	2	34
木 津	12		12	2	23	2	24	2	20	2	17	2	21	2	29
桜 が 丘	13	1	12	2	26	2	21	2	21	2	28	2	21	2	32
押 部 谷	6		6	1	17	1	19	1	16	1	23	1	18	1	21
月 が 丘	7	1	6	1	27	1	21	1	16	1	24	1	23	1	31
北 山	12		12	2	25	2	22	2	25	2	23	2	29	2	24
高 和	4		4	1	3					1	9	1	10	1	6
高 津 橋	30	5	25	5	30	4	38	4	38	4	32	4	35	4	35
玉 津 第 一	23	2	21	3	30	3	30	3	34	4	30	4	30	4	36
枝 吉	12		12	2	23	2	20	2	27	2	22	2	22	2	25
出 合	20	2	18	3	28	3	28	3	31	3	29	3	29	3	32
美 賀 多 台	13	1	12	2	25	2	28	2	31	2	26	2	28	2	27
春 日 台	20	3	17	3	24	3	35	3	28	3	25	3	34	2	38
平 野	7	1	6	1	30	1	19	1	23	1	34	1	20	1	14
神 出	8	2	6	1	24	1	23	1	31	1	30	1	34	1	29
岩 岡	25	4	21	3	33	3	34	3	33	4	28	4	31	4	30

1 学級 3 人以上の学年

中学校 教員増員数 (1)

校名	増員後の合計	教員増員数	学級数						
			計	1年	2年	3年	4年	5年	6年
合計	1,167	202	965	320	316	329			
東灘区計	143	21	122	41	36	40	36		
本庄	23	3	20	7	38	7	35		
魚崎	19	3	16	5	35	5	38		
本山南	26	3	23	8	36	7	38		
本山	21	3	18	6	37	6	37		
住吉	18	3	15	5	35	5	35		
御影	21	3	18	6	33	6	35		
向洋	15	3	12	4	39	4	33		
灘区計	85	15	70	22	38	26	35		
鷹匠	27	3	24	7	39	9	37		
烏帽子	11	3	8	3	38	3	38		
原田	14	3	11	4	35	4	32		
長峰	16	3	13	4	38	5	32		
上野	17	3	14	4	37	5	33		
中央区計	76	15	61	20	36	21	34		
筒井台	9		9	3	30	3	29		
渚	14	3	11	3	40	4	39		
葦合	12	3	9	3	32	3	31		
布引	9	3	6	2	39	2	32		
神戸生田	15	3	12	4	37	4	35		
湊翔楠	17	3	14	5	36	5	34		
兵庫区計	64	14	50	16	33	18	31		
夢野	12	3	9	3	31	3	29		
湊川	13	3	10	3	39	4	31		
兵庫	15	3	12	4	38	4	38		
北分校	3		3	1	2	1	4		
須佐野	13	3	10	3	39	4	32		
吉田	8	2	6	2	27	2	33		
北区計	205	33	172	58	33	58	33		
有馬	7		7	2	30	3	29		
有野	17	3	14	5	34	4	36		
有野北	17	3	14	5	34	5	36		
唐櫃	8	2	6	2	30	2	38		
大池	13	2	11	3	39	4	29		
山田	12	3	9	3	31	3	35		
広陵	14	3	11	4	38	4	32		
桜の宮	5	1	4	2	25	1	35		
桜の宮分校	3		3	1	2	1	4		
小部	19	3	16	5	37	5	39		
大原	21	3	18	6	34	6	34		
鈴蘭台	14	3	11	3	39	4	36		
星和台	12	2	10	3	33	3	30		
鶴台	8	2	6	2	37	2	31		
北神戸	26	3	23	9	36	7	39		
八多	3		3	1	13	1	18		
大沢	3		3	1	18	1	18		
淡河	3		3	1	17	1	17		

1学級31人以上の学年

中学校 教員増員数 (2)

校名	増員後の合計	教員増員数	学 級 数							
			計	1年		2年		3年		
長田区計	67	12	55	19	31	18	33	18	30	
雲雀丘	6		6	2	24	2	26	2	29	
丸山	9	3	6	2	35	2	39	2	34	
西野分校	3		3	1	11	1	9	1	8	
西代	18	3	15	5	36	5	36	5	32	
高取台	10	1	9	3	29	3	29	3	31	
長田	13	3	10	4	31	3	37	3	34	
駒ヶ林	8	2	6	2	34	2	34	2	26	
須磨区計	129	26	103	33	35	34	34	36	33	
太田	15	3	12	4	36	4	36	4	32	
鷹取	15	3	12	4	40	4	36	4	40	
飛松	14	3	11	4	34	3	39	4	32	
高倉	13	3	10	3	37	4	37	3	39	
横尾	11	2	9	3	36	3	33	3	30	
友が丘	11	2	9	3	32	3	30	3	34	
東落合	14	3	11	3	37	4	31	4	32	
須磨北	8	1	7	2	30	2	32	3	25	
白川台	9	2	7	2	36	2	36	3	29	
西落合	12	3	9	3	33	3	31	3	34	
竜が台	7	1	6	2	27	2	34	2	28	
垂水区計	181	33	148	49	36	49	36	50	35	
桃山台	16	3	13	4	40	4	40	5	33	
塩屋	18	3	15	5	33	5	34	5	37	
垂水東	16	3	13	4	34	5	32	4	34	
福田	13	3	10	4	36	3	34	3	40	
垂水	18	3	15	5	34	5	39	5	38	
歌敷山	23	3	20	6	40	7	34	7	35	
星陵台	17	3	14	5	33	4	35	5	33	
多聞東	18	3	15	5	37	5	34	5	35	
本多聞	16	3	13	5	35	4	38	4	38	
舞子	17	3	14	4	38	5	36	5	33	
神陵台	9	3	6	2	39	2	34	2	32	
西区計	217	33	184	62	35	60	35	62	36	
太山寺	22	3	19	7	37	6	36	6	40	
長坂	21	3	18	6	37	6	35	6	37	
井吹台	33	3	30	10	40	10	36	10	39	
伊川谷	21	3	18	6	35	6	34	6	38	
植谷	15	3	12	4	31	4	33	4	32	
桜が丘	10	1	9	3	30	3	28	3	38	
押部谷	11	2	9	3	32	3	36	3	28	
玉津	25	3	22	7	35	7	38	8	36	
王塚台	12	3	9	3	39	3	39	3	37	
平野	17	3	14	5	33	4	37	5	35	
西神	12	3	9	3	37	3	38	3	38	
神出	5	2	3	1	31	1	30	1	35	
岩岡	13	1	12	4	31	4	30	4	30	

1 学級 31 人以上の学年

(2) 増加教員の人件費の試算

神戸市において30人学級を実施した場合、増加する学級担任教員及び人件費は次のとおりである。

	学級担任教員	人件費(千円) (人数×一人当たり人件費)
小学校	369人	2,250,900千円
中学校	196人	1,195,600千円
計	565人	3,446,500千円

<資料>

資料：「平成31年度 神戸市の給与・定員管理等について」

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況(31年4月1日現在)

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

小・中学校(幼稚園)教育職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

平均年齢	① 平均給料月額	② 平均手当月額 扶養手当, 地域手当, 住居 手当, 時間外勤務手当など	③ 平均給与月額 ①+②
40.7歳	348,018円	81,203円	429,221円

小・中学校(幼稚園)教育職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
平均給料月額	④ 315,618円	391,991円	416,337円	425,738円
平均手当月額	⑤ 73,643円	← (④/①) × ② = ⑤ と推計する		
平均給与月額	⑥ 389,261円	← ④ + ⑤		

教員一人当たり平均人件費(経験年数10年の平均月額で計算する)

(⑥ × 12ヶ月) + (④ × 4.5ヶ月(年末手当))

4,671,132円 + 1,420,281円 = 6,091,413円

≒ 6,100,000円

.

.

O

O

.

.

1. 義務教育費国庫負担制度

資料：文部科学省 HP

総額裁量制について

《総額裁量制とは》

国が定めた基準に従い算定された教職員給与費の総額の範囲内で、各都道府県・指定都市が地域や学校の実情を踏まえた特色ある教育が展開できるよう給与額や教職員配置について基本的に自由に決定することができる制度。
国はその総額の1/3を負担。

《総額裁量制の算定方法》

《前提》

- 都道府県・指定都市の教職員給与費の3分の1を国庫負担
- 義務標準法により必要な数の教職員を全国的に確保
- 人材確保法及び職務と責任の特殊性に基づく教員給与の確保

《算定方法》

$$\text{国庫負担額} = \text{都道府県・指定都市ごとの給与単価} \times \text{国庫負担定数} \times 1/3$$

給与単価

- 国立学校準拠制が廃止され、法律に義務付けられているもの以外は、各自治体が給料や諸手当の額を独自に設定することされたが、引き続き人材確保法の趣旨を踏まえた給与費が支給されるよう、従来の国庫負担水準を保障する給与単価を都道府県・指定都市毎に設定。
省令で定める経験年数別給料月額 × 当該年度5月1日に在職する経験年数別教職員数
- 給与単価 = $\frac{\text{当該年度5月1日に在職する教職員数の総数}}{\text{当該年度5月1日に在職する経験年数別教職員数}} \times 12\text{月}$
によって算定された1人当たり年額として都道府県・指定都市毎に設定。
- 各都道府県・指定都市毎の給与単価は教職員の年齢構成の実態を反映。
- 経験年数別給与月額、平成15年当時の一般公務員に対する教員の給与の優位性を勘案した単価を設定。単価は大卒を基準としているが、短大卒は大卒よりも10号俸分低いことや、退職者は給料の8割が支給されていること等の実態も反映。したがって経験年数別給料月額は、各県・市が実際に支給する給料月額を示したのではなく国庫負担額を算定するために設定されたもの。

国庫負担定数

- 国庫負担定数 = 5月1日時点の標準法に基づき算定された教職員定数 + 充て指導主事定数 + 産休代替者数 + 育休代替者数 + 配偶者同行休業代替者数 - 育児休業者数 - 配偶者同行休業者数 + 有給休職者数
によって算定された数を都道府県・指定都市毎に設定。

・充て指導主事定数は、文部科学大臣が財務大臣と協議して定めた数。
(充て指導主事は、地教行法第18条に基づき、教員の身分のまま教育委員会事務局において、学校の教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的な事項の指導に関する事務に従事する者。)
・産休代替者数、育休代替者数、配偶者同行休業代替者数、有給休職者数は5月1日時点の実数。
・育児休業者本人及び配偶者同行休業者本人には給与は支給されないため除かれている。

義務教育費国庫負担制度の沿革

年度	摘 要	給与負担	任命権者
明治29年	教員年功加俸国庫補助法 ・教員の俸給の一部を国庫補助	市町村、国	
33年	市町村立小学校教育費国庫補助法 ・国庫補助を拡充 改正小学校令 ・授業料徴収を廃止し、義務教育無償制を実現	市町村、国	
大正7年	市町村義務教育費国庫負担法 ・市町村財政の負担軽減と教育の改善とを目的として教員の俸給の一部を国が負担。	市町村、国	国の機関としての知事
昭和15年	義務教育費国庫負担法 市町村立小学校教員俸給及び旅費の負担に関する件（勅令） ・市町村財政力の不均衡拡大を背景に、定額負担制から実支出額の1/2国庫負担制へ。 ・給与負担を市町村負担から道府県負担へ。	道府県、国	知事
23年度	教育公務員特例法制定 市町村立学校職員給与負担法 ・給与費等の都道府県負担を制定。	都道府県、国	市町村又はその教育委員会
25年度	義務教育費国庫負担制度の廃止 ・地方財政平衡交付金制度が創設され、これに吸収（昭和24年シャウブ勧告）。	都道府県	〃
28年度	義務教育国庫負担法 ・義務教育無償の原則に則り、「国民のすべてに対しその妥当な規模と内容とを保障する」ため、教職員の給与費等の実支出額の1/2国庫負担。	都道府県、国	市町村教育委員会
32年度	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	〃	都道府県・指定都市教育委員会
49年度	義務教育費国庫負担法の改正 ・学校栄養職員を国庫負担の対象へ。	〃	〃
60年度	義務教育費国庫負担法等の改正 ・旅費及び教材費の一般財源化	〃	〃
平成13年度	市町村立学校職員給与負担法及び義務教育費国庫負担法の改正 ・再任用教職員及び非常勤講師を標準定数の範囲で国庫負担対象化。	〃	〃
15年度	義務教育費国庫負担法等の改正 ・共済費長期給付及び公務災害補償基金負担金の一般財源化	〃	〃
16年度	義務教育費国庫負担法等の改正 ・退職手当及び児童手当の一般財源化 ・総額裁量制の導入による限度政令の改正	〃	〃
17年度	義務教育費国庫負担法等の改正 ・17年度限りの暫定措置として4,250億円を減額 ・栄養教諭を新たに国庫負担対象化	〃	〃
18年度	義務教育費国庫負担法等の改正 ・国庫負担割合の1/2→1/3への変更 ・公立養護学校整備特別措置法廃止に伴う義務・養護の国庫負担金の一元化。 市町村立学校職員給与負担法の改正 ・都道府県が負担する教職員給与費等の範囲を明確化	〃	〃
20年度	市町村立学校職員給与負担法等の改正 ・副校長、主幹教諭及び指導教諭を新たに国庫負担対象化	〃	〃
29年度	義務教育費国庫負担法等の改正 ・指定都市立学校の県費負担教職員の給与負担を指定都市へ移譲するとともに、指定都市を国庫負担金の交付対象へ	都道府県、指定都市、国	〃

総額裁量制の導入について

算定方法

前提

- 都道府県・指定都市の教職員給与費の3分の1を国庫負担
- 義務標準法により必要な数の教職員を全国的に確保
- 人材確保法及び職務と責任の特殊性に基づく教員給与の確保

国庫負担額

=

都道府県・指定都市
ごとの給与単価

×

標準法による
標準定数

× 1/3

導入に伴う改善点

1. 給与水準と教職員数の弾力化

○ 給与の種類・額を自由に決定

《従来》

諸手当	給料
	期末勤勉手当
	教職調整額
	管理職手当
	住居手当・通勤手当等

《改革後》

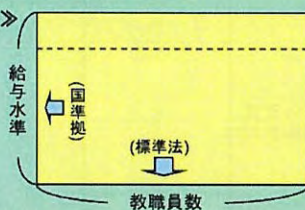
総額裁量制

給料・諸手当の費目ごとに国の水準を
越える額は国庫負担の対象外

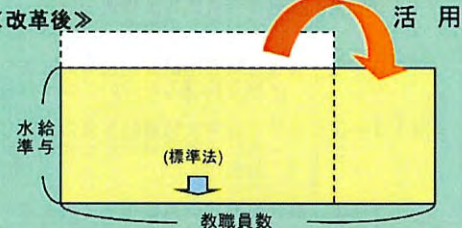
費目ごとの国庫負担限度額がなくなり、
総額の中で自由に使用可能

○ 教職員数を自由に決定

《従来》



《改革後》



給与水準、教職員数について定められた
上限を越える部分は国庫負担の対象外

例えば、給与水準を引き下げた分を教
職員の増員に活用し習熟度別指導の
実施や多様な選択教科の開設が可能

2. 加配定数の弾力化

《従来》

国庫負担対象	30人学級
	児童生徒支援等
	研修・研究
	少数指導

← 負担対象外

《改革後》

国庫負担対象	児童生徒支援等
	研修・研究
	30人学級
	少数指導

30人学級実施のための教員配置増分
は国庫負担の対象外

加配定数の一部を活用して30人学級
を実施することも可能

義務教育費国庫負担制度について

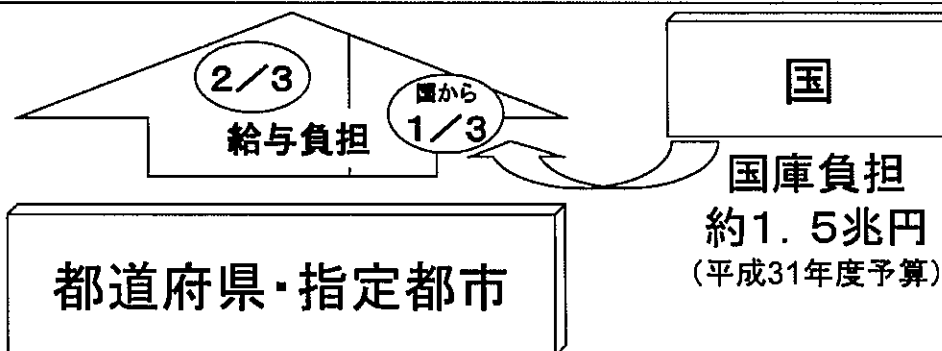
制度の基本的役割

○憲法の要請に基づき、義務教育の根幹(機会均等、水準確保、無償制)を国が責任をもって支える制度。

制度の概要

- 市町村が小中学校を設置・運営。
- 都道府県が市(指定都市除く)町村立学校の教職員を任命し、給与を負担。【県費負担教職員制度】
- 指定都市は設置する学校の教職員の任命、給与負担を一元的に行う。
- 国は都道府県・指定都市に係る教職員給与費の1/3を負担。
(平成18年度1/2→1/3)

公立義務教育諸学校の教職員の給与費(総額約4.5兆円)
(約68.7万人:小学校41.0万人、中学校23.0万人、特別支援学校4.7万人)



国庫負担金の算定方法

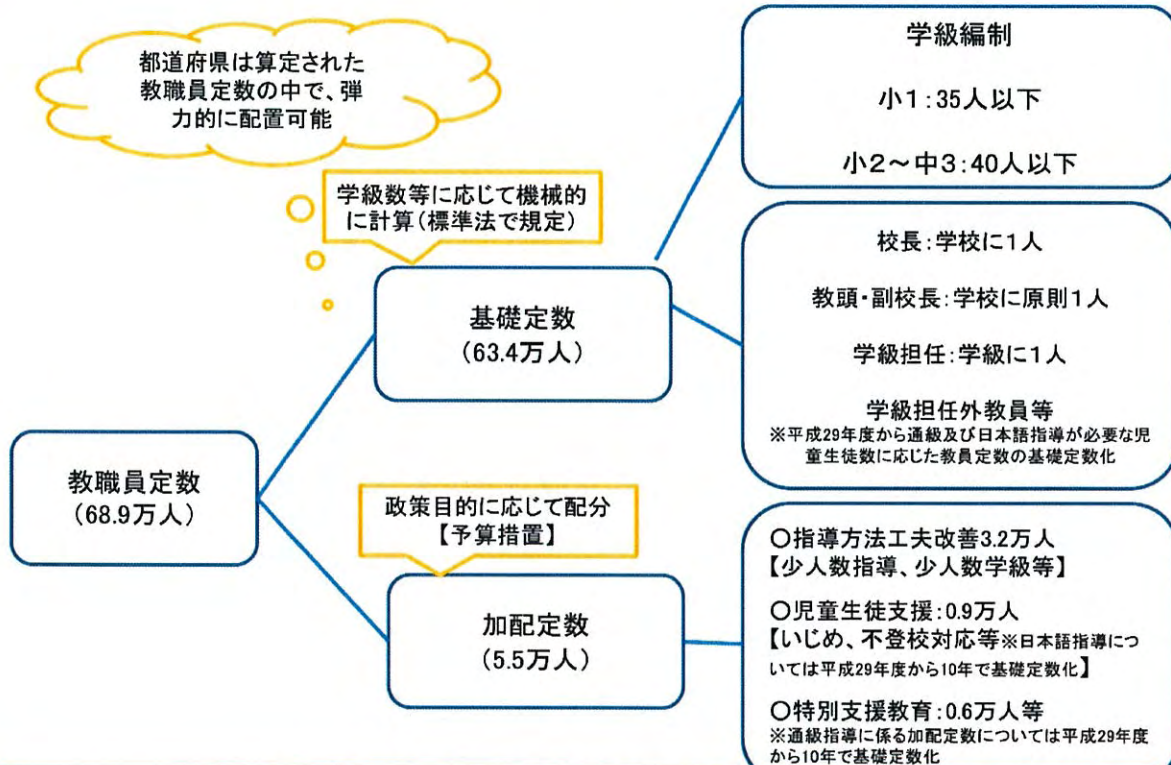
給与単価 × 国庫負担定数※ × 1/3

(※標準法定数(基礎定数+加配定数))

2. 公立学校の教職員定数算定の仕組み

資料：文部科学省 HP

公立小中学校等の教職員定数算定の仕組み（イメージ）



公立小中学校等の教職員定数算定の仕組み（義務標準法）

1. 目的と範囲【義務標準法第1条、2条】

- ①目的（第1条）
・学級規模と教職員の配置の適正化を図るため、学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定め、もって義務教育水準の維持向上に資する。
- ②「教職員」の範囲（第2条3項）
・校長、副校長・教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員、事務職員

2. 学級編制の「標準」【法第3条】

- ・小学校 1年生35人、2～6年生40人
- ・中学校 全学年40人
- ・特別支援学級（小・中）8人
- ・複式学級（小） 1年生を含む場合8人
1年生を含まない場合16人
- 〃 （中）8人

【参考】
○小学校設置基準（文部科学省令）
（一学級の児童数）
第四条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

3. 教職員定数の算定【法第6～9条、15条】

(1) 基礎定数【法第6～9条】

- ①校長（第6条） 学校に1人
- ②教諭等（第7条1項）（※学級数に応じて算定）
- ・小学校 1学級及び2学級の学校の学級総数 × 1.000
3学級及び4学級の学校の学級総数 × 1.250
5学級の学校の学級総数 × 1.200
...
 - ・中学校 1学級の学校の学級総数 × 4.000
2学級の学校の学級総数 × 3.000
3学級の学校の学級総数 × 2.667
...

③教諭等(第7条2～9号(※②に加え、学校規模等に応じて算定))

・教頭(副校長)の複数配置

小学校 27学級以上の学校に+1人 中学校 24学級以上の学校に+1人

・生徒指導担当

小学校 30学級以上の学校数に1/2人
中学校 18～29学級の学校数に1人 30学級以上の学校数に3/2人

・指導方法の工夫担当

小学校及び中学校
200人から299人までの学校数 × 0.25 300人から599人までの学校数 × 0.5
600人から799人までの学校数 × 0.75 800人から1,199人までの学校数 × 1.00
1200人以上の学校数 × 1.25

・障害に応じた特別の指導(通級による指導)担当教員 13人に1人 ※

・日本語指導担当教員 18人に1人 ※

・初任者研修担当教員 6人に1人 ※

※平成29年度～38年度の10年間で段階的に実施

・分校の管理責任者 分校に1人

・寄宿舎舎監

寄宿児童生徒数 40人以下 の学校に1人
" 41～80人の学校に2人
" 81～120人の学校に3人
" 121人以上 の学校に4人

④養護教諭(第8条)

・3学級以上の学校に1人

・複数配置

小学校 児童生徒数851人以上の学校に+1人 中学校 児童生徒数801人以上の学校に+1人

22

⑤栄養教諭・学校栄養職員(第8条の2)

・給食単独実施校 児童生徒数549人以下の学校に1/4人

" 550人以上の学校に1人

・共同調理場 児童生徒1500人以下の場合1人

" 1500～6000人の場合2人

" 6001人以上の場合3人

⑥事務職員(第9条)

・3学級の学校に3/4人

・4学級の学校に1人

・複数配置

小学校 27学級以上の学校に+1人

中学校 21学級以上の学校に+1人

・就学援助を受ける児童生徒が100人以上で、かつ当該学校の

全校児童生徒数の25%を占める場合+1人

(2)加配定数【法第7条2項、15条】

①教諭等

・指導方法工夫改善(第7条2項)

少人数指導、習熟度別指導、チーム・ティーチングなどのきめ細かな指導や小学校における教科専門的な指導を行う場合に加配措置。

・児童生徒支援(第15条2号)

いじめ、不登校や問題行動への対応のほか、地域や学校の状況に応じた教育指導上特別な配慮が必要な場合に加配措置。

・特別支援教育(第15条3号)

いわゆる通級指導への対応や、特別支援学校のセンター的機能強化等のための加配措置。

・主幹教諭(第15条4号)

主幹教諭の配置に伴うマネジメント機能強化のための加配措置。

・研修等定数(第15条6号)

資質向上のための教員研修、初任者研修、教育指導の改善研究等のための加配措置。

②養護教諭(第15条2号)

いじめ、保健室登校など心身の健康への対応のための加配措置。

③栄養教諭(第15条2号)

肥満・偏食など食の指導への対応のための加配措置。

④事務職員(第15条6号)

学校事務の共同実施を通じた事務機能の強化のための加配措置。

23

特別支援学校										
①校長定数	学校数 × 1									
②教頭及び教諭等定数	<ul style="list-style-type: none"> ・学級数に応じた定数 小・中学校に準拠 (例) 24学級の小学部 24cl × 1.165 = 28人 (教頭1人を含む) ・特別支援学校の特色に応じた定数 <table border="0"> <tr> <td>教育相談担当教員</td> <td>101~150人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>151~200人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>201以上</td> <td>3人</td> </tr> </table> 	教育相談担当教員	101~150人	1人		151~200人	2人		201以上	3人
教育相談担当教員	101~150人	1人								
	151~200人	2人								
	201以上	3人								
自立活動担当教員	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害・聴覚障害特別支援学校 4+7学級以上4学級増すごとに1加算 知的障害・病弱特別支援学校 5+7学級以上4学級増すごとに1加算 肢体不自由特別支援学校 7+7学級以上3学級増すごとに1加算 									
日本語指導担当教員	児童生徒数 18人につき1人 ※									
・初任者研修担当教員	対象教員 6人につき1人 ※									
・寄宿舎舎監定数	寄宿児童生徒数に応じ 2~4									
③養護教諭定数	学校数 × 1 複数配置 61人以上									
④寄宿舎指導員定数	<ul style="list-style-type: none"> 肢体不自由以外 寄宿児童生徒数 × 1 / 5 肢体不自由 " × 1 / 3 最低保障 1校当たり12 									
⑤栄養教諭及び学校栄養職員定数	学校給食実施校 × 1									
⑥事務職員	小学部の数 × 1 中学部の数 × 1									

※平成29年度～38年度の10年間で段階的に実施

平成28年度までの教職員定数改善の経緯

1. これまでの教職員定数の計画的改善の状況							
区分	第1次 34'~38' [5年計画]	第2次 39'~43' [5年計画]	第3次 44'~48' [5年計画]	第4次 49'~53' [5年計画]	第5次 55'~3' [12年計画]	第6次 5'~12' [6→8年計画]	第7次 13'~17' [5年計画]
学級編制の標準	50人	45人			40人		
内容	学級編制及び教職員定数の標準の明定	45人学級の実施及び養護学校教職員の定数化等	4個学年以上複式学級の解消等	3個学年複式学級の解消及び教頭・学校栄養職員の定数化等	40人学級の実施等	指導方法の改善のための定数配置等	少人数による授業、教頭・養護教諭の複数配置の拡充等
自然増減改善増	△18,000人 34,000人	△77,960人 61,683人	△11,801人 28,532人	38,610人 24,378人	△57,932人 79,380人	△78,600人 30,400人	△26,900人 26,900人

2. 平成18年度以降の教職員定数改善の状況											
※18年以降の自然減合計 △29,000人 改善増合計 12,415人											
区分	18'	19'	20'	21'	22'	23'	24'	25'	26'	27'	28'
改善増(うち加配)	0人	0人	1,000人	800人	4,200人	2,300人 (△1,700人)	3,800人 (3,800人)	800人 (800人)	△10人 (303人)	△100人 (500人)	△375人 (525人)
要求	1,000人	331人	7,121人	1,500人	5,500人	8,300人	7,000人	5,200人	3,800人	2,760人	3,040人
自然減	△1,000人	△900人	△1,300人	△1,900人	△3,900人	△2,000人	△4,900人	△3,200人	△3,800人	△3,000人	△3,100人
改善増の内容			・主幹教諭・特別支援教育・食育	・主幹教諭・特別支援教育・教員の事務負担軽減等	・理数教科の少人数指導・特別支援教育・外国人児童生徒等への日本語指導等	・小1のみ学級編制の標準を35人	・小2の36人以上学級解消・様々な児童生徒の実態に対応できる加配定数措置・東日本大震災にかかる教育復興支援	・いじめ問題への対応・特別支援教育・小学校における専科指導	・小学校英語の教科化への対応・いじめ・道徳教育への対応・特別支援教育の充実	・授業革新等による教育の質の向上・チーム学校の推進・個別の教育課題への対応・学校規模の適正化	・創造性を育む学校教育の推進・学校現場が抱える課題への対応・チーム学校の推進
学級編制標準	40人					小1 : 35人 小2~中3: 40人					

次世代の学校指導体制強化のための教職員定数の充実

〔義務教育費国庫負担金〕 平成29年度予算:1兆5,248億円(対前年度▲22億円) ※教職員定数の増減は、平成29年度単年の増減
 〔教職員定数の改善 +19億円(+ 868人) ・部活動手当の改善等 +3億円 ・教職員の若返り等による給与減 ▲ 88億円〕
 〔教職員定数の自然減等 ▲89億円(▲4,150人) ・部活動運営適正化による部活動手当の減 ▲3億円 ・人事院勧告の反映による給与改定 +136億円〕

- **義務標準法改正(平成29年4月施行)**。平成29年度～38年度の10年間で、加配定数(平成28年度約6万4千人)の約3割を基礎定数化。これにより、
 - 地方自治体による、教職員の安定的・計画的な採用・研修・配置に寄与。
 - 発達障害等の児童生徒への障害に応じた特別の指導(通級による指導)や、日本語能力に課題のある児童生徒への指導、教員の「質」の向上に必要な研修体制を充実。
- 加配定数の増(395人)により、小学校における専科指導等に必要な教職員定数を充実。

基礎定数 (学級数等に応じて算定。算定基準を義務標準法に規定。) +473人 (少子化等に伴う定数減▲4,150人)	基礎定数化	加配定数 (政策目的や各学校が個々に抱える課題等を踏まえて配分。) +395人												
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg); font-weight: bold; margin-right: 5px;">10年間で段階的に実施</div> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 障害に応じた特別の指導(通級による指導)の充実 +602人 <ul style="list-style-type: none"> - 1対13(対象児童生徒)の割合で措置 (現状 1対16.5*) - 加えて、へき地や対象児童生徒の少ない障害種(弱視等)への対応のため加配定数を措置(現在の1割)。 ※ 基礎定数化に伴う「政策減」(特別支援学級から通級指導への移行)として、▲150人 ● 外国人児童生徒等教育の充実 +47人 <ul style="list-style-type: none"> - 1対18(対象児童生徒)の割合で措置 (現状 1対21.5*) - 加えて、散在地域の対応のため加配定数を措置(現在の1割)。 ● 初任者研修体制の充実 +75人 <ul style="list-style-type: none"> - 1対6(対象教員)の割合で措置 (現状 1対7.1*) <li style="font-size: small;">(*いずれも平成28年度推計値) ● 指導方法工夫改善加配の一部基礎定数化 ▲101人(**) <ul style="list-style-type: none"> - 約41,000人のうち約9,500人を基礎定数化。 <li style="font-size: small;">(**児童生徒数の減少に伴う減) </div> </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="font-size: 2em; color: red;">←</div> <div style="font-size: 2em; color: red;">↙</div> <div style="font-size: 2em; color: red;">↘</div> <div style="font-size: 2em; color: red;">←</div> </div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">特別支援教育</td> <td style="width: 80%;">—</td> </tr> <tr> <td>児童生徒支援</td> <td>いじめ・不登校等への対応 +25人 貧困等に起因する学力課題の解消 +50人 統合校・小規模校への支援 +75人</td> </tr> <tr> <td>研修等定数</td> <td>アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善 +10人 ※既存の枠内で「先導的実践研究加配」として50人確保</td> </tr> <tr> <td>養護教諭、栄養教諭等</td> <td>+10人 +10人</td> </tr> <tr> <td>事務職員</td> <td>+50人 (共同学校事務室等、共同事務実施体制の強化)</td> </tr> <tr> <td>指導方法工夫改善</td> <td>小学校専科指導の充実 +165人</td> </tr> </table>	特別支援教育	—	児童生徒支援	いじめ・不登校等への対応 +25人 貧困等に起因する学力課題の解消 +50人 統合校・小規模校への支援 +75人	研修等定数	アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善 +10人 ※既存の枠内で「先導的実践研究加配」として50人確保	養護教諭、栄養教諭等	+10人 +10人	事務職員	+50人 (共同学校事務室等、共同事務実施体制の強化)	指導方法工夫改善	小学校専科指導の充実 +165人
特別支援教育	—													
児童生徒支援	いじめ・不登校等への対応 +25人 貧困等に起因する学力課題の解消 +50人 統合校・小規模校への支援 +75人													
研修等定数	アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善 +10人 ※既存の枠内で「先導的実践研究加配」として50人確保													
養護教諭、栄養教諭等	+10人 +10人													
事務職員	+50人 (共同学校事務室等、共同事務実施体制の強化)													
指導方法工夫改善	小学校専科指導の充実 +165人													
義務標準法の改正により追加														
給与関係:土日の部活動の適正化に向けた取組を進めつつ、部活動手当(4時間程度)を3,000円→3,600円等(予算総額±0円) ⁶														

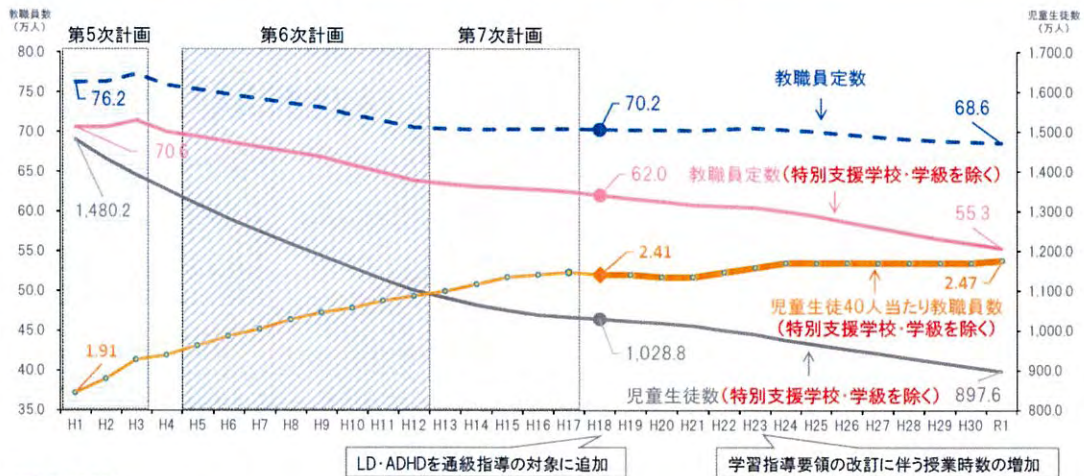
教職員定数(公立小中学校)と児童生徒数について①

財政審の資料

平成以降、児童生徒数の減少ほど教職員定数は減少していない、したがって、児童生徒数当たりの教職員数を平成元年度と同水準とした場合の教職員数(約48万人)と比べれば、実質20万人の増。
【児童生徒40人当たりの教職員^{※1} H1:2.0人→R1:2.9人】^{※1} 特別支援学校・学級を含む。

文科省の見解

1. 教職員定数が児童生徒数ほど減少していないのは、特別支援学校・特別支援学級に通う児童生徒数の増加によるものが大きい。
2. 定数改善計画実施後(平成18年度以降)の小・中学校の通常学級に通う児童生徒40人当たりの教職員定数の増加は約2%程度。【児童生徒40人当たりの教職員^{※2} H18:2.41人→R1:2.47人】^{※2} 特別支援学校・学級を除く。



(出典) 文部科学省作成

1

教職員定数(公立小中学校)と児童生徒数について②

財政審の資料

日本は諸外国に比べ学級規模が大きいとの指摘があるが、教員1人当たりの児童生徒数は主要先進国並み(日本は1クラス当たりの担任外教員数が多い)。

文科省の見解

1. 学級担任外教員により一人当たりの児童生徒数はOECD並みとなっているものの、学級担任外教員は特別な支援が必要な児童生徒への対応や専科指導等に充てられている。
2. 特に、昨今の課題に対応した特別な教育へのニーズは近年も増加傾向にあり、引き続きこうしたニーズに対応する教職員の配置が必要。

1. 学級担任外教員の現状【小学校】

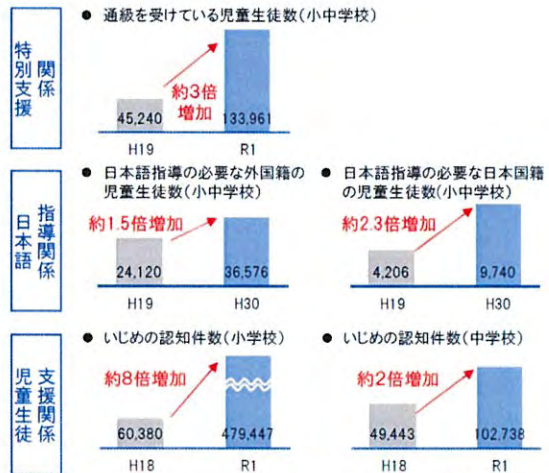
✓ 学級担任外の教員は固有の役割を有している。

学級担任外	右記以外	育児休業者等	充て指導主事
7万人程度	5万人程度	1.7万人程度	0.3万人程度

- 通級指導
- 日本語指導
- 児童生徒支援関係
- 専科指導
- 初任者等の研修
- 少人数指導 等

そもそも学校に勤務していない教員も学級担任外として含まれている。

2. 特別な教育へのニーズの増加



(出典) 令和2年度学校基本調査速報、文部科学省特別支援教育課調べ(令和元年度)、日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度)、令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査を基に文部科学省作成

※全て公立学校の値

2

公立小中学校の学級規模の状況について①

財政審
の資料

小学校の学級の9割、中学校の学級の7割が35人以下の学級。

文科省
の見解

- 35人以下の学級数の状況の要因の一つとして、都道府県・指定都市において、県単費や国の加配の活用により独自の少人数学級の取組が行われていることがある。一方、少子化や独自の取組が進む中で、都道府県における学級規模のばらつきがあり、全国の一定の教育水準の均衡を図る環境整備が必要。
【30人を超える学級の割合 小学校：約4割、中学校：約7割】

● 少人数学級を実施している都道府県・指定都市【R1】

- ✓ 63の都道府県市が単費や国の加配を活用し少人数学級を実施。

	30人以下	31～34人	35人	36～39人	純計
小学校	19	5	42	5	55
中学校	7	5	49	4	60
小・中学校純計	20	7	54	7	63

※ 学級編制基準の弾力的運用について、小学校1・2学年において35人未満、小学校3学年～中学校3学年において40人未満の学級編制を認めている状況を集計している。
※ 同一学年でも学級数等により編制人員の取扱いが異なる場合は重複計上。
※ 「純計」は、縦の区分又は横の区分で複数該当している都道府県市数を除いた数である。
※ 上記の表には、児童生徒の実態に応じて一部の学校を対象とする場合を含む。

(出典) 文科科学省調べ、令和元年度学校基本調査を基に文科科学省作成

● 都道府県・指定都市別の1学級当たりの児童生徒数【R1】

- ✓ 少子化や自治体の取組により、都道府県のばらつきが大きい。

【小学校】全国平均：27.5人
最小：21.8人(A県) ← 10.8人の差 → 最大：32.6人(B政令市)

【中学校】全国平均：31.9人
最小：23.7人(A県) ← 12.2人の差 → 最大：35.9人(B政令市)

※ 全国平均、最小・最大の値はいずれも単式学級の平均。

3

公立小中学校の学級規模の状況について②

財政審
の資料

小学校36人以上学級の約6割は東京都を含む5都府県に集中。
これらの都府県では、指導方法工夫改善のための加配定数の多くを少人数学級ではなく、少人数指導等に活用。一方、既存の加配定数を少人数学級に充てている県も存在。少人数学級とするか少人数指導とするかは、各自治体が地域や学校の実情に応じて判断。

文科省
の見解

- 都市部においても、少人数学級の取組は行われており、また、国に対し、少人数学級を求める要望等もある。

● 都市部の少人数学級の取組等【R2】

- ✓ 都市部においても、県単費や国の加配を活用し独自の少人数学級を実施している。
- ✓ 大阪府は、R2から、市町村の要望を踏まえ取組を開始。

都道府県	対象	取組内容
東京都	中1	学年2学級以上で、1学級の平均生徒数が35人を超える学年で35人以下学級
埼玉県	中1	38人以下学級(市町村教委からの要望)
愛知県	中1	35人以下学級 ※加配定数以外の定数により実施
神奈川県	小3-中3	35人以下学級(研究指定校に限る)
大阪府	小3-中3	35人以下学級(研究指定校に限る)

(出典) 文科科学省調べ

● 都市部の少人数学級に関する要望等

- ✓ 都市部からも学級編制の標準の引下げが求められている。

愛知県 「令和3年度国の施策・取組に対する愛知県からの要請」より

子どもと向き合う時間の確保や学習支援が真に必要な児童生徒への支援などのため、35人学級編制の法制化による少人数学級の推進や、個別的教育課題に対応する教職員配置のさらなる充実を図るとともに、安定的に教職員の採用及び配置が行えるよう、義務標準法の改正を含めた新たな教職員定数改善計画を早期に策定し、その実現を図ること。

千葉県 「令和3年度国の施策に対する重点提案・要望」より

少人数学級の拡大や様々な課題へ対応するための教職員配置を計画的かつ安定的に進めること。

さいたま市 「令和3年度国の施策・予算に対する提案・要望」より

国が示した「学校における指導・運営体制の強化・充実等」を確実に実施し、教員の負担軽減による教育の質の向上等を図るとともに、学級編制の標準の引下げを含めた少人数による指導の充実を図っていくために、引き続き教職員定数の改善を確実に実施するための予算を確保することを要望するものである。

4

学級規模の学力への影響について①

資料
の
見
解

- 学級規模が学力に与える影響については、外国のみならず日本の大規模データも使った多くの研究が蓄積。
- 最近の新しいデータを使った研究ほど、学級規模の縮小の効果はないか、あっても小さいことを示している研究が多い。
- 他方、社会経済的背景が低い学校の生徒には有意な学級規模効果が確認されたとする研究結果も存在。

文科省
の
見
解

- 学級規模が学力に与える影響については、社会的経済的背景が低い子供が多い学校や非認知能力の観点からは効果があるなど様々な研究結果がある。
- 現場からは、個別最適な学びの実現や感染症対策等の観点からも少人数学級を求める声があり、教育再生実行会議においても首長や教育長、関係団体等から効果や必要性について多くの意見が発表されている。

<p>研究事例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 学級規模が小さいほど、学習規律・授業態度が良い、授業内容の理解が高まる、学習意欲が高まる。 ✓ 不利な環境におかれた児童生徒が数多く在籍する学校においては、学級規模が小さいほど正答率が高くなる傾向。 <p>(出典)平成26年度学力調査を活用した専門的な課題分析に関する調査研究、平成27年度全国学力・学習状況調査(中学校分)</p>
<p>少人数学級の効果</p>	<p>教育再生実行会議における意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 少人数学級のメリットとしては一般的に児童生徒と教員が接する時間を多く確保できることが挙げられる。また、小学校では教科担任制を取らないことから、40人学級と比較して児童一人ひとりの状況を把握しやすく、成長をサポートしやすいことは関係教員の実感として挙げられている。教員の負担軽減にもつながっている。 ✓ 児童の集団が小さくなることにより、学校生活において落ち着いた生活を送れている。特に市内で最も小規模な小学校において、従来存在した単学級編制で6年間過ごす学年が解消できたことにも意義がある。
<p>大規模学級のデメリット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 一人の教員が受けもつ児童生徒の人数が多いため、負担が大きい。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育の質に悪影響。児童生徒と向き合う時間が確保できない。 ・ 丁寧な成績処理や個別指導、家庭との連絡の時間が確保しにくい。 ・ 働き方の改善がすすまない。勤務時間が長くなる。 ・ 教員間の競争や意識改革が進まない。 ✓ 大人数が不登校の「壁」にもなっていることが顕在化。 <p>(出典)教育再生実行会議第46回・47回、初等中等教育ワーキング・グループ第3回有識者提出資料より抜粋</p>

5

学級規模の学力への影響について②

<p>少人数学級の必要性</p>	<p>教育再生実行会議における意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 感染症対応を踏まえ、子供たちを誰一人取り残すことなく、学びを保障するとともに、個別最適な学びを実現することが重要である。身体的距離の確保など「新しい生活様式」も踏まえた学習・生活環境、GIGAスクール構想による1人1台端末環境の下での一人一人に応じた個別最適な学びや、多様な学習活動に対応する環境の整備が急務である。 ✓ 30人学級を目標としつつ、段階的に進める必要があり、少人数指導によるメリットにも十分に目配りしながら、少人数学級や少人数指導のための予算を市町村向けに十分に確保し、各市町村と市町村教育委員会に一定の裁量を持たせ、柔軟な対応の下で最低でも10年以上の時間をかけて実施していくことが得策である。 ✓ 通常学級に籍を置く特別な支援を要する子が増加している。 ✓ 生活面学習面の指導の個別化、いじめ防止、虐待防止、不登校へ対応(家庭訪問)、別室登校への個別指導や保護者連絡。 <p>(出典)教育再生実行会議第47回有識者提出資料、初等中等教育ワーキング・グループ第1回合意文書、初等中等教育ワーキング・グループ第3回有識者提出資料より抜粋</p>
<p>地方三団体提言</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ハード整備が先行して進む「GIGAスクール構想」において、最適な学びを実現するためには、少人数によるきめ細やかな指導体制が必要であり、学習用ソフトウェアを含む端末・ネットワーク環境の改善及びそれらを有効活用するためのICT教育人材の配置の充実が必要である。 ✓ 今後予想される感染症の再拡大時にあっても必要な教育活動を継続して、子どもたちの学びを保障するためには、少人数学級により児童・生徒間の十分な距離を保つことができるよう教員の確保が是非とも必要である。 <p>(出典)地方三団体緊急提言(令和2年7月2日)より抜粋</p>

6

3. 子供たちの豊かな教育環境をつくるための教職員の定数改善を求める意見書（神戸市会議長）

令和2年6月24日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

各宛て

神戸市会議長 壬 生 潤

子供たちの豊かな教育環境をつくるための教職員の定数改善を
求める意見書

新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年3月から全国の学校で一斉に臨時休業が行われました。同年6月1日に再開された学校現場では、学びの保障や心のケア、感染症対策など教職員が不断の努力を続けていますが、新学習指導要領への対応だけでなく、貧困、いじめ、不登校など解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を教職員が十分に確保することが困難な状況になっています。

一人一人の子供たちへのきめ細やかな対応や学びの質を高めるために、地方自治体は安定的に教職員を配置し、教育環境を整備していく必要がありますが、そのためには、加配措置ではなく、国庫負担に裏付けされた計画的な教職員の定数改善が欠かせません。

独自に人的措置を講じている地方自治体もありますが、地方自治体間で教育格差が生じることや、厳しい状況にある地方自治体の財政を更に圧迫するといった問題があるため、住む場所にかかわらず一定水準の教育を子供たちに提供することは国によって実現していくべきです。

よって、国におかれては、令和3年度の予算編成において下記の事項に取り組まれるよう、強く要望します。

記

1. 子供たちの教育環境を改善するため、計画的に教職員定数を改善すること。
具体的には、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、35人以下学級体制の着実な推進を図ること。
2. 教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

4. いわゆる「教員不足」について

資料：中央教育審議会 初等中等教育分科会 教員養成部会 第101回資料

資料3-5

いわゆる「教員不足」について

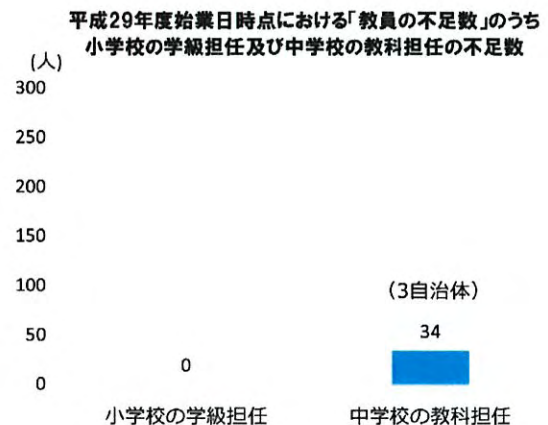
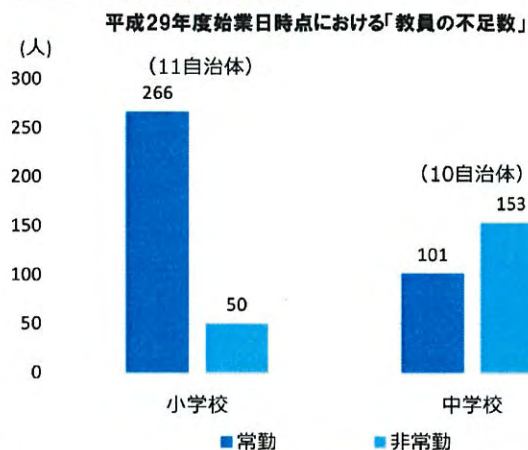
平成30年8月2日
文部科学省初等中等教育局

教員の確保の状況に関するアンケート結果①

以下11の都道府県・指定都市の協力を得て、アンケートを実施した。

<都道府県> 北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、愛知県、福岡県、大分県、鹿児島県
<政令指定都市> 大阪市、北九州市、福岡市

「教員の不足数」



※「教員の不足」とは、学校に配置されている教員の数、各自治体において学校に配置することとしている教員の数を満たしていない状態を指す。

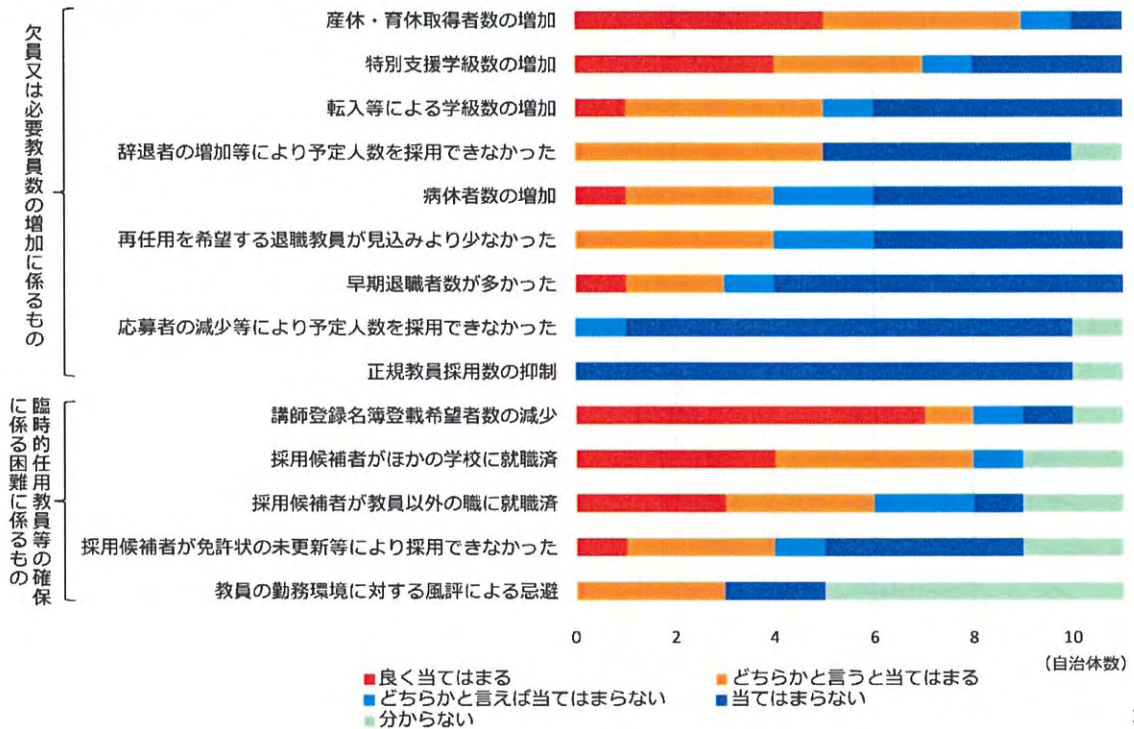
※「小学校の学級担任の不足」及び「中学校の教科担任の不足」とは、少人数教育等のための教員が確保できない場合等と異なり、当該教員がいないことで必要な授業が行えない又は授業時間を確保できない場合を指す。

※小学校には義務教育学校の前期課程、中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。

2

教員の確保の状況に関するアンケート結果②

「教員の不足」の要因



3

教員の確保の状況に関するアンケート結果③

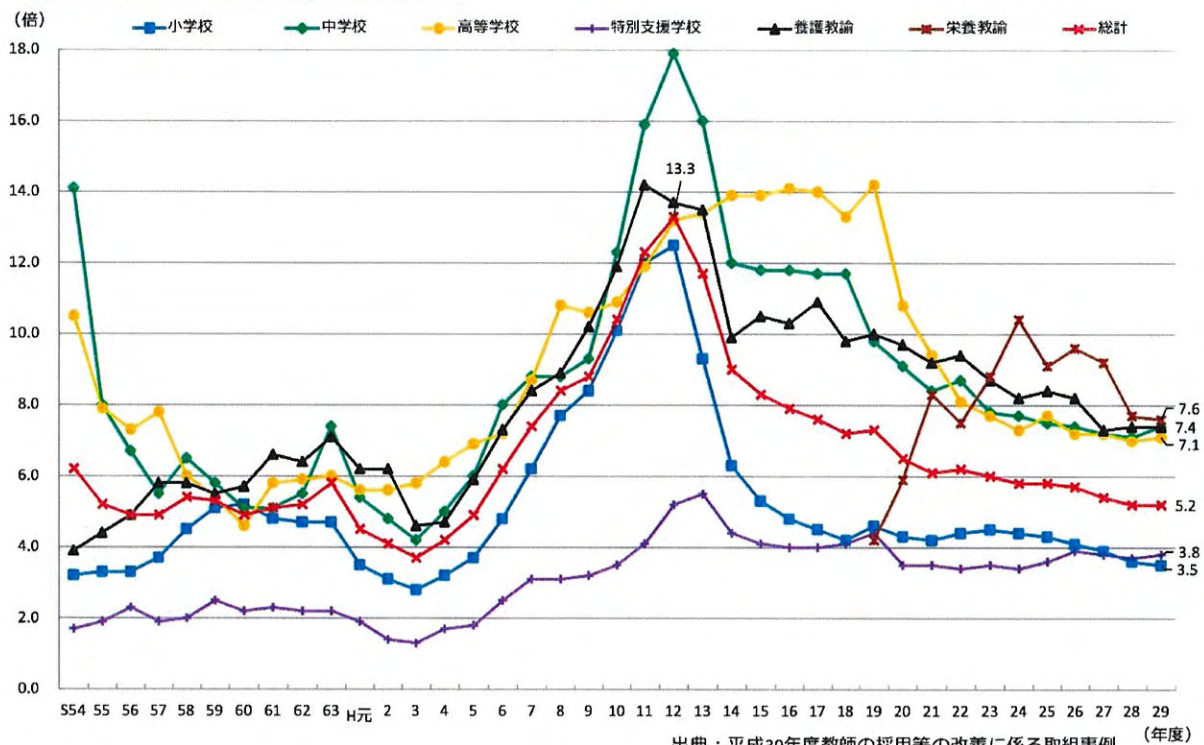
「教員不足」の解消に向けた対策例

- ・ 正規教員の採用者数の引き上げ
- ・ 教職経験者等に対する特別選考の実施
- ・ 正規教員や臨時的任用教員等の採用年齢上限の引き上げ
- ・ 退職教員の再任用の積極的な活用
- ・ 退職教員に対する広報
- ・ 教職を目指す大学生への広報
- ・ 中学生・高校生を対象とした教職セミナーの開催
- ・ 臨時的任用教員等としての勤務を希望する者を登録するシステムの運用
- ・ ハローワークを通じた臨時的任用教員等の求人
- ・ ホームページや広告等を活用した臨時的任用教員等の募集
- ・ 教員免許状が休眠状態となっている者に対する教員免許状更新の促進
- ・ 学校における業務負担の軽減の推進

4

教員採用の競争倍率

試験区別競争倍率の推移



出典：平成30年度教師の採用等の改善に係る取組事例
平成30年2月文部科学省初等中等教育局教職員課

5. 少人数学級について

資料：教育再生実行会議 第46、47回資料

三幣委員提出資料

30人未満学級の実施と 専科教員の配置による教員定数の改善

<休校中に感じた不安>

- マスク、消毒用アルコール等が手に入らない不安
- マスク、消毒用アルコール等が手に入らない日本の社会・経済構造への不安

<学校再開後に感じた不安>

- 児童生徒30人を超えた学級への不安
 - ・ この子供達一人ひとりに目と手が届くのか？
 - ・ 子供達を預かるこの教師たちがいつまでもつのか？
 - 朝の検温、体調確認から密を気にしながらの授業、そして放課後の消毒作業
 - 昨年秋の二度の台風と豪雨での安否確認と水・非常食配付のための家庭訪問
 - 2, 3か月後に現れるPTSDへの対応
- ☺学校再開後の最重点指導内容
 - 子供の表情を観る 声をかける（PTSDや身体的・精神的虐待の早期発見）
- 40人学級を基準にしている日本の教育への不安

学校のwithコロナ対応として、学級の少人数化と教員定数の改善を

学級の少人数学級の実現に向けて

<南房総市の状況> 【小学校6校】 通常学級51のうち、31～40人の学級が11
【中学校6校】 通常学級28のうち、31～40人の学級が7

35人学級

- ・ 35人までの最大学級規模 35人
- ・ 35人を1人超えた学級規模 18人と18人
- ・ 70人までの最大学級規模 35人と35人
- ・ 70人を1人超えた学級規模 24人と24人と23人

38人学級

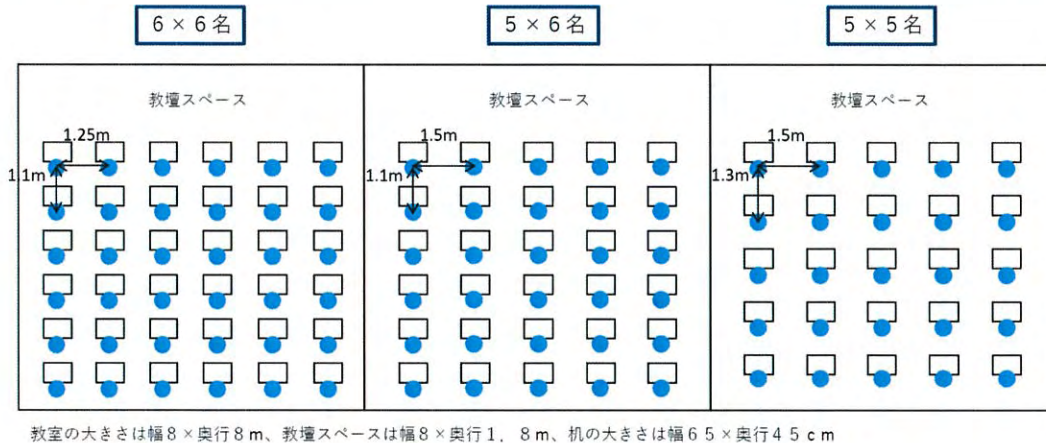
- ・ 38人までの最大学級規模 38人
- ・ 38人を1人超えた学級規模 19人と20人
- ・ 76人までの最大学級規模 38人と38人
- ・ 76人を1人超えた学級規模 26人と25人と25人

29人学級

- ・ 29人までの最大学級規模 29人
- ・ 29人を1人超えた学級規模 15人と15人
- ・ 58人までの最大学級規模 29人と29人
- ・ 58人を1人超えた学級規模 20人と20人と19人

30人を超えない学級の実現を

一般的な教室での机の配置



教室の物理的な限界から、30人を超えない学級を

学級の人数が多いことによるマイナス面

【児童生徒への指導について】

- ◇低学年児の学習生活面の指導には、教師の細やかな指導が不可欠。
 - ⇒少人数集団での個に応じた指導がより求められる
- ◇個人差が顕著になる小学校高学年以降についても、個人差に応じた少人数での指導が必要な児童生徒が増加している。
 - ⇒集団不応 学習不信 自信喪失 などが増加
- ◇個によって異なる理解度や思考を生かした議論、問題解決的な取り組みなどが、表面的な活動になりがち。
 - ⇒教師の目が一人一人に行き届く教室環境が無ければ、一人一台端末の導入によって目指す、知力と人間力の獲得には至らない
 - ⇒個に対応したキャリア教育が実現しにくい 向き合う時間が限られ一斉指導傾向となる
- ◇通常学級に籍を置く特別な支援を要する子が増加している。
 - ⇒生活面学習面の指導の個別化、いじめ防止、虐待防止、不登校へ対応（家庭訪問）別室登校への個別指導や保護者連絡
 - ⇒境界に近い児童生徒に手がかけられる教室環境が不可欠
- ◇小規模校では、一学年1学級となりやすい。
 - ⇒クラス替えが無い 他学級との競争が無い 人間関係・価値観の固定化 担任1人が抱える体制
- ◇人数が多いため、児童生徒一人一人の学ぶ機会や役割が保証されにくい。
- ◇人数が多いため、教科や分野によって指導の形態を工夫しにくい。
 - ⇒収容人数の制限 教員数の限界
 - ⇒特別支援学級在籍児童生徒が参加する活動は、40人の学級も有り
- ◇学年が進むほど多人数の学級となりやすい。
 - ⇒38人学級

学級の人数が多いことによるマイナス面

【教員の負担について】

- ◇一人の教員が受けもつ児童生徒の人数が多いため、負担が大きい。
 - ⇒教育の質に悪影響 児童生徒と向き合う時間が確保できない
 - ⇒丁寧な成績処理や個別指導、家庭との連絡の時間が確保しにくい
 - ⇒働き方の改善がすすまない 勤務時間が長くなる
 - ⇒教員間の競争や意識改革が進まない
 - 学校のチーム性は、教員の所属意識＝学級が多いことが基本
 - 校内研修が限定的 若手育成に影響
 - 教員一人の授業時間が長い 中学校では教科担任が一人またはゼロ
 - 児童生徒の特性を理解した、適した指導や評価につながらない

学級の人数が多いことによるマイナス面

【感染症対策について】

- ◇1学級内の人数が多いことにより、机の距離がとれない。
 - ⇒学年が進むほど体が大きくなり、密を回避しにくい
 - ⇒特別支援学級在籍の児童生徒が、参加する教科や活動（交流・共同学習）は、40人を超える教室の状況となる
 - ⇒理科室などの机が移動できない学習場所は、分散が難しい
- ◇感染症防止のための対応がとりにくい。
 - ⇒特に小4小5小6中2中3の学年では、38人基準のため40人近い学級が生まれやすい
 - ⇒学校再開後の6月に、児童生徒が30人以上在籍する学級を二集団に分けて生活させる対応をとった
 - 小規模校では、担任以外の教員配置が少ない
 - 小学校（1～12学級規模で増置教員1名の配置）・・・専科不足副担任無し
 - 中学校（3・4学級で増置教員4名 5～8学級で増置教員5名）
 - 増加した学級の教員が足りず、校長・教頭もその対応の一員となった 職員室には、事務職員のみ
 - 教育課程の変更 日課の変更 専科授業無 等の特別な対応となった
 - 教員は、空き時間無し、年次有給休暇が取れない、健康面の心配
 - 子どもは落ち着いてスタート 少人数になり表情を見ながら指導が実現（通常が異常とも感じた、1ヵ月限定だからできた）
- ◇家庭訪問できない臨時休校中は、家庭との連絡が困難
 - ⇒健康観察、学校の連絡、課題の提示と回収、虐待が心配な家庭の状況把握（要対協）等は、電話に頼らざるを得ない
 - 担任の負担（1日に電話40件）が大きく、メールやホームページ、FAXを使った連絡手段の不安定さがあった
 - ⇒ICTを活用した学習＝「自主学習」による格差拡大を防ぐために、個別の指導が不可欠 少人数学級である必要性

Withコロナにおける新たな学びへ

4つの課題と必要な解決策

1 ハード面の課題

- 学校内のLAN強化、1人1台端末整備など、GIGAスクール構想の早期実現が必要
(児童生徒用端末の3分の1及び教員用端末は地方交付税措置で補助対象外)
- 家庭のネット環境普及に向けた全世帯を対象とした通信費助成が必要

生活保護世帯, 就学援助世帯	→	全世帯へ
年額1万円	→	実態に応じた金額へ(4~6万円)

2 学校現場の意識改革

- 学校現場で教員をサポートするICT支援員の配置拡充(国による財政支援)
- 各学校にICT活用を専任で推進する教員を配置(定数化)
- スキルアップのための体系的な研修システムを構築
- 「デジタルコンテンツ」と「対面指導」を組み合わせた、With コロナにおける新たな授業スタイルを確立
- 臨時休業など非常時は、授業全体をオンライン化

3 教材の不足、デジタル教科書の制約

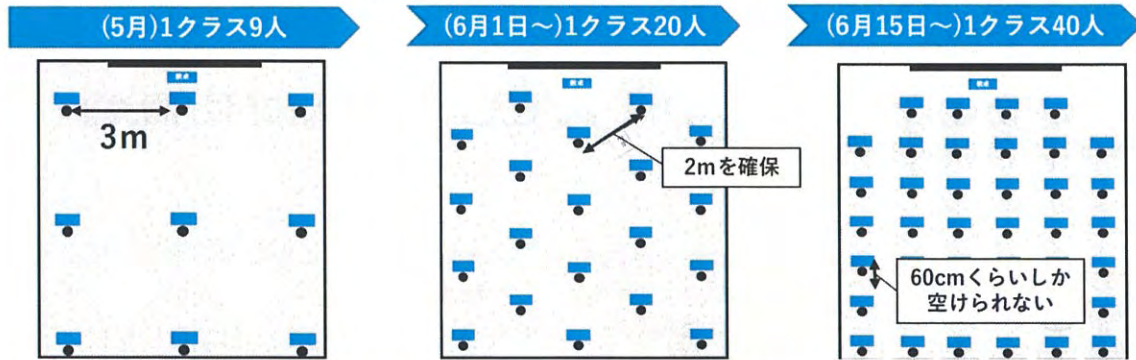
- 「デジタルコンテンツ」は、単元毎にメニュー化し、選択と活用を容易にして、教員の負担を軽減
- 協働学習ツールやAIドリル等の学習プラットフォームを最大限活用
- 学校教育法施行規則に基づく告示である学習者用デジタル教科書の使用基準の緩和(使用時間の上限廃止や紙の教科書との併用廃止)や無償化

4 児童生徒、保護者の理解促進

- オンライン授業のルールが曖昧であり、在宅であっても授業であることをしっかりと位置づけ、ルールを確立
- 子どもの身体的負荷やストレスの把握、その対応策の研究が必要

学級規模による「密」の状況（少人数学級）

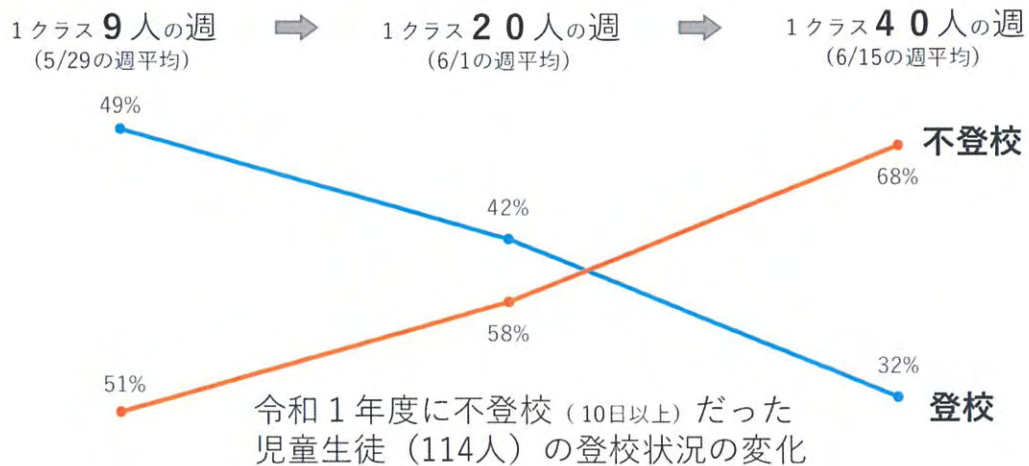
- 新型コロナウイルスの影響により、箕面市の小中学校は3月～5月末まで臨時休業。5月中旬から、緊急事態宣言の解除にあわせて、少人数の分散登校を経て段階的に平常時の学級に戻ったが「密」は避けられない状況。



感染症予防の観点からも、**学級の少人数化は重要**

1

不登校に立ちはだかる学級人数の「壁」



大人数が不登校の「壁」にもなっていることが顕在化

6. 少人数学級に関する新聞記事

神戸新聞NEXT

2020/6/14 10:53 神戸新聞NEXT

「3密」防止の分散登校 教員「子ども一人一人に目が届く」 従来の教育観見直す契機に



学校再開後、分散登校で間隔を空けて
少人数で行われる授業 = 神戸市内

拡大

新型コロナウイルスの感染拡大による休校が1日に明け、兵庫県内などの大半の学校が「3密」防止策で分散登校を続けている。1学級を半分などに分けて授業を行ういわば期間限定の少人数学級。学校が完全再開するまでのやむを得ない移行措置だが、実践する教員らは「子どもたち一人一人の顔が見える」と歓迎する。15日から通常授業に戻す学校も多い中、専門家は「今こそ少人数学級の教育的効果や、学習指導要領にとらわれない子どもとの向き合い方を考えるべきだ」と指摘する。（広畑

千春)

■ もめ事少ない

全国各地で登校日や分散登校が始まった5月末、会員制交流サイト（SNS）で「これが教育だと思った。幸せな気分」という教員の投稿が話題を集めた。

呼応した関東地方の公立小教諭は「30人学級なので15人ずつ。圧倒的に子ども一人一人に目が届き、関わることができた。子どもたちも一人一人発言したり、考えたりする機会や時間が今までよりも増えた」。

兵庫県内の公立小教諭も「休校中、課題を出したが、かなり差が生じているのを痛感した。少人数ならフォローしやすい。学級活動のスケール感には欠けるものの、学習面ではこれぐらいの人数の方が学力が上がり、子ども同士のもめ事も少ない」と同調した。

■ 学級運営に労力

資料：神戸新聞

そんな思いが湧くのはなぜなのか。

公立小中学校は、1学級40人（小学1年は35人）までと規定されている。兵庫県は、2008年度から35人学級を小学4年生まで拡大。5、6年生にも中学、高校のような教科担任制を導入している。

それでも、ある小学校教諭は「公平でいるつもりでも、勉強が苦手な子や発言力がある子に注意が偏りがち」と本音を口にする。「子ども同士で小さなトラブルがあっても見切り発車しないと、次、その次の時間まで影響し、授業が進まない」といい、「いつの間にか仕方ないと思うようになった」とうつむく。

特に大半の授業を担当が見る小学校では「学級運営が労力の8割を占める」と話す教員も。クラスが荒れれば保護者に「頼りない」と見なされるため「特に1学期は“勝負”の時期。自分でも理不尽だな、と感じる指導をせざるを得なかったことも」と打ち明ける。

また、一つの学級が破綻すれば学年全体にまで影響するため、教員同士の指導も力が入りがちに。時に後輩を厳しく叱ることもあるが「これもパワハラかも…と思うと、結局個人で頑張るしかない」とこぼす。

■向き合える環境を

神戸市などで15日から、通常授業が再開される。社会的距離を保ちながら遅れた授業をどう挽回するか。長い休校中に広がった格差をどう埋めるのか。教師たちは頭を悩ませる。

京都精華大学の住友剛教授（教育学）は「教科書や学習指導要領の内容を学年末までに終え、テストで学力測定」という従来の学習観や教育観にとられるから、それを一気に解決できるかのような『9月入学』などのファンタジーが生まれる」とし、「脱すべきはそうした価値観。まずは子どもが『やりたい』と思う気持ちに教員が精いっぱい向き合える環境を整えるべきだ」と強調した。

資料：神戸新聞

「3密NG」で少人数学級の出番…菅政権、教育改革の柱に

9/23(水) 5:00 配信 ★ 764



産経新聞

不登校の児童生徒は学級人数が少ないほど登校率が上昇した



不登校の児童生徒は学級人数が少ないほど登校率が上昇した

新型コロナウイルス対策で教室の「3密」回避のため、文部科学省が小中学校の「少人数学級」の拡充に向けた検討を進めている。菅義偉（すが・よしひで）政権が継承した教育改革の柱の一つとなり、来年度からの段階的な導入を目指す。現行の1クラス40人（小学1年は35人）を30人程度とする案が浮上しており、実現すればいじめや不登校を解消する効果が期待できるが、教員の大幅な増員が必要となるため、財源の捻出や質の確保といった課題もある。（玉崎栄次）

【表】「少人数学級」導入に伴う主な利点と課題

■ 教師の負担軽減

「必要性を真正面から訴え、実現に向けて努力したい」。萩生田光一文科相は再任後の会見で、少人数学級拡充に意欲を示した。

1クラスの人数は、義務標準法で上限が定められている。法律制定当初の昭和34年度は50人だったが、39年度に45人、55年度に40人に引き下げられた。平成23年度には手厚い支援が必要とされる小1を35人とした。現在は都道府県教育委員会などの判断で柔軟な学級編成が可能となっており、一部の学校で独自に少人数学級を導入している自治体も増えている。

川崎市立小の男性校長（57）は少人数学級のメリットを次のように語る。

「子供一人一人と向き合う時間を確保でき、トラブルに対処しやすくなる」

資料：産経新聞

同校では研究事業の一環で、116人いる6年生に少人数学級を導入。3年前から本来は各39人の3クラスとなるところを、教員1人の増員を受けて各29人の4クラスに編成している。

この学年では3年前、複数の児童が関わるいじめ問題が発生したが、当事者となった児童らを別々のクラスに分散させ、子供同士の接触を回避することで問題を解決することができた。校長は「学級数が3つと4つでは、運用の柔軟性が格段に違う」と強調する。

答案の添削など担任教諭の事務仕事も軽減され、児童と密接に関わる時間を捻出できたことも、手厚い対応を可能にした。校長は「学級規模が小さすぎてもグループ学習などの幅が制限されるので、30人前後が適正だろう」と話す。

■課題は財源確保

少人数学級が改めて注目されたのは、コロナ禍の教室で子供同士の距離の確保に迫られたからだ。一般的な広さ63平方メートル（縦9メートル、横7メートル）の教室では、40人が1メートルの間隔を設けるのは困難。30人なら十分なゆとりを確保できる。政府の教育再生実行会議が今月8日、拡充の必要性を中間答申としてまとめており、文科省は来年度から段階的な導入を視野に入れている。

ただ、課題となるのが財源だ。教育関係者らでつくる「ゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会」の試算によると、30人学級の実現には約4万6千～6万2千人の教員が必要で、国と地方を合わせて約3600億～4900億円の追加予算がかかるとされる。過去にも文科省が35人学級を中3まで拡大しようとしたが、財源の壁に阻まれ断念を余儀なくされた。

さらに、教員志望者の減少により教員採用試験の競争率の低下が問題視される中、優秀な人材を確保できるかも議論が必要だ。

慶応大の赤林英夫教授（教育経済学）は「指導力が不足した教員が増えれば、教育の質の維持が困難となる。オンライン授業や、教員の事務量を軽減するサポート職の採用など、学級規模だけに終始しない、総合的な議論が必要となる」と指摘している。

■不登校解消の効果も

新型コロナウイルスに伴う分散登校によって、学校現場に一時的な「少人数学級」が実現したことで、児童生徒の不登校が解消されたとする報告もある。

大阪府箕面（みのお）市の市立小中学校は6月15日の本格的な再開を前に、5月11日から分散

資料：産経新聞

登校を始め、1クラスの人数を段階的に増やしていった。市教育委員会が前年度に不登校（10日以上）だった児童生徒（114人）の登校状況を調べたところ、登校した割合はクラスの人数が少ないほど上昇していることが判明した。

1クラスの人数が9人の時期（5月25日の週）は49%が登校したが、20人となった時期（6月1日の週）には42%に減少。通常の40人（6月15日の週）に戻ると、32%まで大きく減った。市教委の担当者は「不登校の子供にとってクラスの人数が壁となっている。少人数学級は問題を解消する一つの手立てとなるのではないか」と話した。

資料：産経新聞

30人学級、10年かけて移行すれば対応可能？ 文科省

宮崎亮 2020年9月29日 18時03分



萩生田光一文科科学相(中央左)に決議文を手渡す自
民党教育再生実行本部の馳浩本部長(同右)=2020年
9月24日、文科省、代表撮影

来年度から公立小中学校の全学年を「30人学級」にした場合、教員を8万～9万人増やす必要がある——。文部科学省がそんな試算をまとめた。ただし、10年かけて段階的に移行すれば、少子化で生じる余剰人員などでほぼ対応できるとしている。文科省は来年度予算の概算要求に、金額を示さない「事項要求」として少人数学級の実現に向けた体制整備を盛り込んだ。

義務教育標準法が規定する学級の人数の標準は小1で35人以下、小2～中3で40人以下。これを30人以下とした場合の試算では、今後10年間で公立小中学校の児童生徒は約100万人減り、それに伴い教員定数も減って約5万人の余剰人員が生じる。これに加えて、少人数指導や複数の教員による「チーム・ティーチング」などのためにすでに小中学校に追加配置している約3万人を活用すれば、実現が可能という。

萩生田光一文科相は29日の閣議後会見で、試算について「毎年度新たに必要となる教職員定数は小さく、大きな財政負担はなく実現が可能だ」と述べ、財務省と議論しながら、少人数学級の実現をめざす考えを示した。

コロナ禍を受け、小中学校の少人数学級を求める声は高まっている。今月には政府の教育再生実行会議のワーキンググループが「予算編成の過程において丁寧に検討することを期待する」との合意文書をまとめ、自民党の教育再生実行本部も「30人学級の推進」を求める決議をまとめた。(宮崎亮)

資料：朝日新聞

少人数学級「効果ない」「闘う」 財務省vs文科省

伊藤和行 2020年10月27日 16時57分



閣議に臨む萩生田光一文科相=2020年10月20日午前10時、首相官邸、上田幸一撮影



来年度の政府の予算編成をめぐり、小中学校の少人数学級の実現を求める文部科学省と、財務省の攻防が激化している。コロナ下の感染症対策として必要とする文科省に対し、財務省側は「学力への影響は限定的」と否定的な考えを示す。

「財布を持っている方が強いかもしれないが、負けないうためにしっかり闘いたい」。萩生田光一文科相は27日の閣議後会見でこう強調した。

前日の26日、財務相の諮問機関・財政制度等審議会の歳出改革部会は、文科省が概算要求に盛り込んだ少人数学級の体制整備について議論。学力への影

響について「学級規模の縮小の効果はないか、あっても小さいことを示している研究が多い」とし、教職員の定数は「平成以降、児童生徒数の減少ほど教職員定数は減少していない。実質20万人増」などとする見解が示された。部会長代理の土居丈朗・慶大教授は会見で「一律に少人数学級を進めるべきだという意見は大勢でなかった」と述べた。

これに対し、文科省は27日、ホームページで見解を発表。「現場から感染症対策などの観点から求める声がある」「教職員定数が児童生徒数ほど減少していないのは、特別支援学校・学級に通う児童生徒数の増加によるものが大きい」などと反論した。

義務教育標準法は、学級の人数の標準は小1で35人以下、小2～中3で40人以下と定めている。文科省は概算要求にあたり、来年度から公立小中学校の全学年を「30人学級」にした場合、教員を8万～9万人増やす必要があると試算し、10年かけて段階的に移行すれば少子化で生じる余剰人員などでほぼ対応できるとしている。萩生田氏は会見で「アプローチが全然違う。60平方メートルの教室に40の机を並べて授業をやるのはもう限界」と訴えた。(伊藤和行)

資料：朝日新聞

小中学校での「少人数学級」実現を目指す文部科学省と、それを疑問視する財務省との間で、来年度予算を巡る攻防が激化している。児童生徒に目が届きやすくするため、少人数学級は教育界にとって長年の悲願。新型コロナウイルス感染対策としても求める声が高まっている。だが、教員を増やすには予算の確保が必要で、財務省は「少子化による子どもの減少ほど、教員は減っていない」と否定的だ。(土門哲雄、森本智之)

◆1クラス40人では感染防止の距離保てない

「不転校の決意で取り組む」。少人数学級や働き方改革を求める全国校長会や教職員組合など23団体が12日に開いた集会で、萩生田光一文科相は力を込めた。参加した与野党議員も「足並みをそろえたい」「敵は財務省にあり」と氣勢を上げ、翌日には萩生田氏は「30人学級を目指すべきだと考えている」と具体的に言及した。

一斉休校後、分散登校になり「一人一人をしっかりと見ることができた」と現場から少人数学級を求める声が高まった。64平方メートルの教室に40席だと感染防止に必要な1メートルの距離を保てないことや、1人1台のパソコンやタブレット端末が本年度中に配備され、今後は個々の学習状況に応じて、さらにきめ細かな指導が必要になることが、背景にある。

少人数学級化を求める署名活動には18万人以上が賛同。現場は不登校や家庭環境による格差などさまざまな課題への対応が求められており、清水睦美日本女子大教授は「未来を考えたら、今実現しないでどうするのか」と訴える。

公立小中学校の児童生徒数は10年後に約100万人減り、教職員も約5万人減る見込み。文科省初等中等教育局財務課は「30人学級を実現するには教員を8万～9万人増やす必要があるが、現状の人数を減らさず段階的に移行すれば、追加の財政負担は少なく実現できる」と前のめりだ。

◆感染防止ならオンライン授業推進が筋では

「40人を30人にしたからといって感染対策になるのか」「感染防止ならオンライン授業を進めるのが筋では」。財務省幹部からは、少人数学級を求める文科省の姿勢を疑問視する声が続々漏れる。コロナ対策をてこに、従来の主張を通そうとする「便乗」とみる。

そもそも少人数学級に財務省が懐疑的なのは、肝心の学力向上などの点で明確な効果が見えない点だ。幹部は「学級サイズを小さくして教育の質を上げると言うが、最近の研究ほど学力への影響はあまりないことを示している」と主張。経済協力開発機構(OECD)も報告書で「成績に与える影響についての証拠は弱い」と認める。

◆教員の採用倍率下がり、質の低下危惧

教員を増やすことによる質の低下も危惧する。小学校の採用倍率の全国平均は2000年度の12.5倍から、19年度は2.8倍と右肩下がりだ。

埼玉県志木市は市費で教員を雇用し、全国に先駆けて02年度から独自に小学校での少人数学級を実践してきたが、18年度に廃止した。「採用倍率が当初の20倍から1倍程度まで下がり、指導力不足の教員が出てきた」（市教育委員会）ため、現在は授業に応じて一つのクラスに複数の教員を配置する「少人数教育」に転換している。

一方、貧困層の子供らにはクラスが小さい方が学力向上に効果があるとの研究結果があり、ピンポイントでの導入は容認する財務省は、あくまで全国一律の実施は「費用対効果の面で疑問」と反対の立場だ。

少人数学級を巡る主な論点

文科省	VS	財務省
平均64平方メートルの教室に40人では感染防止に必要な距離を確保できない	コロナ対策	40人と30人で感染リスクに差があるか疑問。一過性の対策に乗じて長年の要求を通そうとしている
1人1台端末が配備され、きめ細かな指導が必要	教育の質、学力	最新データを使った研究ほど、学級規模縮小の効果はないか、あっても小さい
主要国より多く(小学校27.2人、中学校32.1人)地域でばらつき	1クラスの人数	少子化で小学校の9割、中学校の7割が既に35人以下
担任外教員は特別な支援が必要な子への対応や専科指導など固有の役割がある	教職員と児童生徒の数	担任外教員が多く、教員1人当たりの子供の数は主要国並み(小学校16.2人、中学校13人)

少人数学級を巡る経過

1958年	・義務教育標準法が成立
59～63年度	・公立小中学校の1学級の上限人数は50人
64～79年度	・上限45人
80年度～	・上限40人
2006年3月	・改正義務教育費国庫負担法が成立。公立小中の教職員給与に対する国の負担割合を2分の1から3分の1に引き下げ
11年4月	・小1のみ上限35人とする改正標準法が成立
20年9月	・自民党の教育再生実行本部が30人学級実現を求める決議 ・文科省が21年度予算の概算要求を公表。少人数学級は「事項要求」

資料：東京新聞

東京新聞

「少人数学級」21年度予算巡り文科省 VS 財務省 「学力だけが効果ではない」…有識者インタビュー 2020年12月13日

公立小中学校の「少人数学級」実現を目指す文部科学省と教員増による支出を抑えたい財務省との間で来年度予算を巡る攻防が続いている。少人数学級の必要性和課題について、教育社会学者と、子どもの人権の観点から憲法学者に話を聞いた。(土門哲雄、森本智之)

◆子どもの「違い」に対応を 本田由紀・東京大大学院教授

児童生徒一人一人にきめ細かく対応できるよう、現在は1クラスの上限を40人(小学1年生は35人)とする義務教育標準法を改正し、30人以下に引き下げる必要がある。

1990年代以降、格差や貧困の拡大、外国人の子どもの増加などで、教室の子どもたちの実像は複雑化している。学ぶ方法やスピードはそれぞれで、個性や違いを大切にしたい対応が求められている。

財務省は学力ばかりを効果とみなして「効果はないか、あっても少ない」としているが、学力だけでなく、教員と子ども、子ども同士の関係や子どもの気持ちに良い影響があるとの研究結果が数多くある。学力についても、特に家庭背景などで不利な子どもたちが多い学校で少人数学級の効果が上がっている。

1クラスの設定員を減らし、学級数の増加に対応した教員の「基礎定数」を増やす必要があるのに、これまで国は政策目的に応じた不安定な追加配置(加配)でごまかしてきた。

自治体は、それぞれの努力で少人数学級や少人数指導を実施しようとしているが、多くは非正規雇用の教員で対応している。全国一律、同じ条件で学べるよう法改正し、正規教員を増やす必要がある。

採用倍率が下がっているのは、教員が過重労働で、これを忌避しているから。労働環境の改善が必要。校内でのコロナ感染を防ぐ必要もある。今こそ少人数学級でのびのびと学べるようにすることが大事だ。

ほんだ・ゆき 東大大学院教授。教育・仕事・家族の関係の実証研究を行う。

◆目的明確に教員配置を 木村草太・東京都立大教授

最大の懸念はハード面にある。少人数学級にすると、クラスを増やすことになるが、普通は大規模校ほど空き教室に限界があり、簡単には増やせないだろう。そもそも実現性があるのか疑問だ。

感染対策になるという根拠も分からない。休み時間や登下校中など授業以外にも感染リスクは無数にある。新型コロナウイルス対策が目的ならオンライン授業になるはずで、コロナを理由に少人数学級を求めるのは火事場泥棒的だ。

デメリットも考えてほしい。人数が減るとクラスの多様性は確実に下がる。付き合える人間の幅が小さくなり、仲の良い友達と出会える可能性も減る。小学校時代を思い出してください。クラスの人数が半分になれば、仲が良かった友達の数も単純に半分になる。それは面白いかつまらないかと言われるとつまらないでしょう。この点をあまり真剣に検討されているのを聞かないが、見落とされる要素もあることに注意が必要だ。

一方で、教員を増やすことは否定しない。クラスを増やすのではなく、クラス内で学習が遅れている子や、外国籍で日本語があまりしゃべれない子にきちんとフォローするため特別に担当する先生を付けたりするのはとてもいいことだ。

漠然と少人数学級にするのではなく、目的を明確にして教員を配置することが重要で、ただクラスを増やすだけでは、お金をかけた割に政策効果は上がらないことになるのではないか。

きむら・そうた 東京都立大教授。専門の憲法を切り口に論壇でも活躍する。

資料：東京新聞

東京新聞

公立小中学校の少人数学級化、萩生田文科相「実現にこぎつけたい」 上限30人へ引き下げ
2020年12月16日

公立小中学校の「少人数学級」について、萩生田光一文部科学相は15日の閣議後の記者会見で「少人数学級のニーズは極めて高い。(財政)当局に必要性をしっかりと訴え、何とか実現にこぎつけたい」と意欲を示した。財務省が導入に慎重な姿勢を示す中、17日に来年度予算編成の大臣折衝が行われ、予算案は21日に閣議決定する予定。

文科省は現在上限40人(小1は35人)と定められている学級規模の30人への引き下げを目指し、予算案の概算要求に、金額を示さない「事項要求」として必要経費を盛り込んでいる。14日に開かれた国と地方の協議では、全国知事会など地方6団体も少人数学級を要望した。

◆教員不足改善へ「少人数学級化は必要」 慶応大の佐久間亜紀教授

私が「少人数学級化は必要」とする最大の理由は、正規雇用の教職員を公正に増やす唯一の方法だからだ。日本では教職員の数(基礎定数)はクラスの数で決まる仕組みのため、少人数学級化しないと先生の数が増えない。人手を増やし、教育・労働環境を改善する必要がある。

バブルが崩壊した1990年代以降、国の教育予算は削減され続け、少子化を上回るスピードで正規教員数が減らされてきた。このままでは日本の公立学校の良さを維持していけなくなるところまできている。

社会格差の拡大による貧困、虐待、発達障害など手厚い支援が必要な子どもは急増し、教職員に求められる仕事は増え続けている。

文科省は教職員を増やそうとしてきたが、増やせた教職員のほとんどは1年任期の非正規。せっかく築いた信頼関係を1年で断ち切られる事例が増えた。非正規では担えない仕事も多く、正規教員の負担も増した。今や小学校で3割強、中学校で6割弱の教員が過労死ラインとされる長時間労働を余儀なくされている。

教育の効率性を追求した英米では、少人数学級だが驚くほど学費の高い私立学校と、慢性的な教員不足で学習環境の不十分な公立学校の二極化が進み、社会の分断を深刻化させている。

少人数学級の議論が問うているのは、学級編成の人数だけでなく、これからの公立学校や社会をどう描くのかという日本の未来像だ。(聞き手・土門哲雄)

▽さくま・あき 慶応大教職課程センター教授、スタンフォード大客員研究員。専門は教育方法学、教師教育、専門職論。

資料：東京新聞